

平成30年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月6日(木)～14日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	6	木	本会議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
第2日	12	7	金	考 案 日		
第3日	12	8	土	休 会		閉 庁
第4日	12	9	日	休 会		閉 庁
第5日	12	10	月	本 会 議	午前10時	・一般質問
第6日	12	11	火	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第7日	12	12	水	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	13	木	予 備 日		
第9日	12	14	金	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・所管事務の閉会中の継続調査の件
						閉 会

平成30年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

平成30年12月6日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
78	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
79	篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
80	篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
81	篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
82	住居表示の実施区域及び方法について	文教厚生 常任委員会
83	指定管理者の指定について	文教厚生 常任委員会
84	激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について	総務建設 常任委員会
85	農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について	総務建設 常任委員会
86	平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について	予算 特別委員会
87	平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会

平成30年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

平成30年12月10日(月) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	8番	大楠 英志	議員
2.	3番	栗須 信治	議員
3.	5番	村瀬 敬太郎	議員
4.	1番	古屋 宏治	議員
5.	12番	荒牧 泰範	議員
6.	7番	横山 久義	議員
7.	2番	田辺 弘之	議員

平成30年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

平成30年12月14日(金)午前10時開議

- 第1, 「議案の撤回請求について」
- 第2, 議案第78号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第79号 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第80号 篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第81号 篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第82号 住居表示の実施区域及び方法について
- 第7, 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第8, 議案第84号 激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について
- 第9, 議案第86号 平成30年度篠栗町一般会計補正予算(第6号)について
- 第10, 議案第87号 平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第11, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

平成30年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月6日(開会)

平成30年 第4回 定例会 会議録

日時 平成30年12月6日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産業観光課長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上下水道課長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こども育成課長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

開会を宣言いたします前に、去る10月17日にご逝去されました 山田 眞士 議員のご冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。

○事務局長（佐伯 和久） 皆様、ご起立ください。

黙祷。

（黙祷）

○事務局長（佐伯 和久） ありがとうございます。

ご着席ください。

○議長（阿部 寛治） ただいまから、平成30年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番 村瀬 敬太郎 議員、6番 今長谷 武和 議員 を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会期は、本日から12月14日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第78号から議案第87号まで計10議案でございます。

それでは、議案第78号から議案第87号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、平成30年第4回の定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

ただいまは、山田 眞士 議員のご冥福を祈り、全員で黙祷を捧げました。来年4月までの任期半ばでの突然の訃報に只々痛恨の極みでございます。山田議員ご本人、ご遺族の皆様におかれましては、さぞやご無念のこととお察し申し上げます。改めて衷心より哀悼の意を表します。

山田議員とのこれまでの議会でのやり取りを振り返ってみますと、ご当選後、平成28年第2回定例会から終始一貫して「高齢者福祉」「生活弱者への取り組み」「就学前児童に対する支援」等、福祉全般について様々な角度からご意見を賜りました。特に、平成28年第4回定例会一般質問での「就学援助の支給を就学前3月に」のやり取りは、私といたしましても大変記憶に残っておりまして、その年の6月定例会一般質問における山田議員の「生活に困窮されるご家庭に対する配慮を」とのご質問の趣旨も踏まえて、糟屋地区他市町より一足早く、平成29年度から就学援助の就学前3月支給を実施することをご報告いたしました。このことは、山田議員の4年弱の議員活動の中の大きな成果であったと確信いたしております。改めて、これまでの町政発展のために、議員としてご活躍いただきましたことに感謝申し上げますとともに、心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

12月3日に招集のご案内をいたしました臨時会を取りやめたことについてお詫び申し上げます。今回予定いたしておりました臨時会は、平成30年度の人事院勧告による改正給与等条例及びそれに伴う補正予算を上程するものとして招集したものでございました。

給与改正は、人事院勧告に基づき給与法改正案の閣議決定が行われ、給与法の成立後に行われるものでございますが、賞与支給日に関係するため、例年11月下旬に成立しておりました。しかしながら、今年度は、閣議決定は行われているものの、12月3日時点では、未だ給与法の施行が行われない状況となりました。この給与条例の改正は、給与法改正に根拠を置くもので、改正給与法の施行なくして条例改正をすることはできません。つきましては、改めて改正条例及び補正予算を提案する予定でございます。今回は大変ご迷惑をおかけいたしました申しわけございませんでした。

提案理由をご説明する前に少しお時間をいただきまして、第3回定例会以降の諸情勢についてご報告申し上げます。

11月20日に熊本市で「平成30年度国有林野所在地市町村長有志協議会」が

開催されました。私は、福岡県内26市町村で構成する有志協議会福岡ブロックの代表世話人を務めておりますので、今年もこの会に参加いたしました。この会議は、九州森林管理局長をはじめ林野庁関係者と九州各県の国有林野所在地市町村の代表世話人との情報交換会ございまして、最新の林業行政全般について協議する会でございます。本年度の会議の中で、特に目新しいものとして、「森林環境税」「森林環境譲与税」の取り組みについて詳しい説明をお聞きすることができました。

平成30年度税制改正の基本的な考え方の中で、森林吸収源対策に係る地方財源の確保として明記されました「森林環境税」と「森林環境譲与税」の制度設計のイメージは、森林整備等のために必要な費用を国民一人ひとりが広く等しく負担を分担し森林を支える仕組みを考えるものでございまして、平成36年度から国民1人当たり年間1,000円を「森林環境税」として徴収、一方「森林環境譲与税」は平成31年度から前倒しで市町村に対し配分され、間伐や担い手育成、木材利用促進等に利用することにより公益的機能を発揮させ、災害防止・国土保全機能の増進等に資することを目的とするものでございます。「森林環境譲与税」の配分は、私有林の人工林面積・林業就業者数・人口により按分されるもので、今後、林野庁では、税の使い方等についてのガイドラインを作って行きたいとのことございました。

11月28日に全国町村長大会が開催されました。全国926の町村長が一堂に会し、全国町村の総意として国への要望を集約する重要な大会でございます。

決議文には、例年通り「町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の自給・供給、水源涵養、自然環境の保全等、国民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。このように、国民共有のかけがえのない財産であり、日本人の心のふるさとである農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。」と前段に記した上で「一億総活躍社会の実現に向け、地方創生のさらなる推進を図ること」「まち・ひと・しごと創生事業費を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」「車体課税に係る地方税収を確保し、ゴルフ場利用税を堅持すること」「幼児教育無償化の財源確保・円滑な実施に向け、万全の措置を講ずること」等、12の項目の要望書を満場一致で採択いたしました。併せて「大規模災害からの復旧・復興、全国的な防災・減災対策の強化に関する特別決議」も採択されました。同日、全国町村会役員町村長において、力強く関係各省に要望活動をしていただいたところでございます。

さて、広報ささぐり12月号においても紹介しておりますが、篠栗町表彰条例に

基づき、平成30年度は、阿部議長、松田議員、大楠議員が自治功労者として表彰されました。自治功労者は、長年にわたり町の政治・経済・教育・文化などで町政振興に寄与された人に授与されるもので、今回受賞された皆様は町議会議員として15年以上の長きにわたる功労によるものでございます。誠にめでたうございました。

このように多くの議員の皆様が長年ご活躍され、表彰をお受けになることは、私ども町民にとりまして誇りでございました。敬意を表するものでございます。今後とも更にご活躍されますことをお祈り申し上げます。

すでに、平成31年度予算の事務査定作業に入っているところでございますが、今後は、篠栗北地区産業団地開発事業はじめ、住居表示整備事業等、様々な取り組みを継続して参ります。また、一昨日、国の平成30年度第一次補正予算の第一報が入り、小中学校における冷房設備対応臨時特別交付金の額も内定いたしました。議員各位におかれましては、来年の任期までこの議案について、ご審議いただくことになるかと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上、平成30年第3回定例会以降の諸情勢報告について終わります。

続きまして、本定例会に提案しております議案第78号から議案第87号までの10議案について説明をいたします。

議案第78号は、「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

議案第79号は、「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」議案第80号は、「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ただいまの3議案につきましては、提案理由が同様のため一括して説明をいたします。

篠栗町の税や使用料等の督促状の発送は法律に基づいた行政処分であり、その実施は自治体の義務として位置づけられております。

よって、その行為に対する手数料を徴収することは、行政サービスの対価として手数料を課する観点から望ましくないため、本3条例を制定するものでございます。

改正の内容は、督促状を発送した際の督促手数料を徴収することを廃止するものでございます。

議案第81号は、「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本条例は、篠栗町多々良川流域関連公共下水道事業の事業計画変更に伴い、下水道事業の経営の規模に関する各数値を変更するため、本条例を制定するものであります。

改正の内容は、排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を改正するものであります。

議案第82号は、「住居表示の実施区域及び方法について」であります。

本議案は、住居表示を実施すべき市外地の区域を定め、また、当該区域における住居表示の方法を「街区方式」によるものとするため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該区域の面積は、約6.4平方キロメートルであります。

議案第83号は、「指定管理者の指定について」であります。

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日となっており、新たに5年間、社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会を指定管理者とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また、指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定がなされております。

議案第84号は、「激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」であります。

本議案は、激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した萩尾地区の農業用水路施設及び山手地区多々良川にある広田井堰の災害復旧工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第2号の規定を適用し、受益者負担金を減免することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第85号は、「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について」であります。

本議案は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の稼働延長協定に基づき、同組合により委託を受けた工事、篠栗北地区産業団地の開発に伴い、地元関係者との協議により整備実施の工事、多々良川可動井堰の補修、改修及び災害復旧工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第3号の規定を適用し、受益者負担金を減免することについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第86号から87号までの2議案は、平成30年度補正予算でございます。

議案第86号は、「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」であります。

本議案は、平成30年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,919万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,873万1,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、国庫支出金を328万3,000円、県支出金を2,417万円増額し、諸収入を205万3,000円減額するものであります。

また、臨時財政対策債を1万8,000円増額し、一般会計出資債を1,110万円、地方道路等整備事業債を270万円それぞれ減額し、普通交付税を2,757万9,000円増額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、青色回転灯装備車、通称「青パト」の購入費を256万7,000円減額するものであります。

民生費におきましては、障がい者福祉費といたしまして、更生医療給付費に573万2,000円、重度障害者医療対策費といたしまして、重度障害者医療費に1,008万7,000円を追加し、後期高齢者医療対策費といたしまして、後期高齢者医療療養給付費負担金を897万6,000円減額するほか、国県補助金返還金といたしまして、介護保険対策費等に1,548万2,000円を追加するものであります。

農林水産業費におきましては、林業総務費といたしまして、林業・木材産業成長産業化促進対策補助金に711万6,000円、林業振興費といたしまして、荒廃森林再生事業費に1,010万6,000円を追加するものであります。

災害復旧費におきましては、農業用施設災害復旧費及び道路橋梁災害復旧費といたしまして、職員の時間外勤務手当に263万4,000円を追加するものであります。

公債費につきましては、償還利率の見直しに伴い元金に422万1,000円を追加し、利子を690万8,000円減額するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、庁舎環境衛生管理業務委託のほか5事業におきまして平成31年度に3,926万円、平成31年度から平成33年度までに8億4,286万9,000円の債務負担行為を行うものでございます。

最後に、地方債につきましては、借入限度額を変更するものといたしまして、臨時財政対策債を3億4,452万7,000円から3億4,454万5,000円増額

するものでございます。

また、一般会計出資債及び地方道路等整備事業債につきましては、これを廃止するものであります。

議案第87号は、「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

当該補正予算は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算におきまして、債務負担行為を計上するものでございます。

レセプト点検委託料といたしまして、平成31年度に280万8,000円の債務負担行為を行うものでございます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第78号から議案第87号までの10議案を一括議題といたします。

お諮りします。

議案第78号から議案第85号までの8議案につきましては、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第86号と議案第87号の補正予算2議案については、「議長除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 今長谷 武和 議員。副委員長は、5番 村瀬 敬太郎 議員です。

最後に、報告第14号については、予算特別委員会終了後に全員で報告を受けた

いと思います。

よろしいでしょうか。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前10時25分

平成30年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月10日(一般質問)

平成30年 第4回 定例会 会議録

日時 平成30年12月10日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配布しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、7名ございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き1人30分以内とします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論は活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

ただし、リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も答弁者も言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力お願いいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位1番、大楠 英志 議員。

質問数は1問です。

○議員（大楠 英志） おはようございます。

議席番号8番、大楠 英志でございます。

篠栗町の最上位計画である第6次総合計画（篠栗みんなの羅針盤）の取組みについて質問いたします。

第6次篠栗町総合計画は、2018年から2022年までの5年間となっておりますが、すでに8か月が経過しています。

また、これに関連がありますので、篠栗町人口ビジョン「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況等も併せてお尋ねをいたします。

総合計画においての実施主体は篠栗町でございますが、地域住民や団体等の連携や協力が必要不可欠でございます。

そこで、町民の方に総合計画の取組み内容を知ってもらうということで質問をいたします。

まず、人口問題であります。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の準拠推計によりますと2060年までに有効な施策をしないと、本町の人口は2万5,000人と推計されています。人口ビジョンによれば、2060年篠栗町の総人口を2万9,000人の将来人口と想定をしてあります。「住宅整備や移住・定住策の促進により、近年の100人以上の社会減から2020年までに住宅整備も含め、400人弱増加させ、以降は毎年200人前後の増加を目指す。」とありますが、分かりやすい説明を求めます。

「結婚や子育て支援の充実で、特殊出生率1.79から2015年には1.83に上昇させ、以後1.83の維持を目指す」とありますが、篠栗町の特殊出生率を尋ねます。

篠栗町の今後の課題の中で、地域コミュニティの維持とあります。篠栗町の自治会加入率は、2016年度で70.3%と高いわけですが、これも5年前に比べると3.7ポイント減少している。と報告されています。今後、さらに下降することも考えられるとありますが、最新の自治会加入率をお尋ねします。

進学・就職による人口流出は、特に15歳から24歳にかけては大幅な転出超過となっています。転出の抑制を図ることが重要とありますが、どのような対応策等を講じてあるかをお尋ねいたします。

雇用の場の確保については、近隣市町と比べ低調であり、雇用の確保が町の課題である。篠栗北地区産業団地の操業開始が大きな課題解消につながると期待されるところでございますが、税収や雇用の増加についての答弁を求めます。

また、新たな賑わいづくりの中で、直売所への来場者が100万人との目標値が掲げであるが、これについて説明を求めます。

協働のまちづくり推進の中で、2016年度の実施団体は11団体で、目標値は15団体とあります。この事業は、ぜひ取組み団体を増やしていただきたいと私は考えています。今後に向けての取組みをお尋ねします。

主な取組みの中で、役場職員による地域担当職員（地域サポーター）の全区配置とあります。具体的にどのような地域サポートを行うのか、取組む内容をお尋ねします。

以上です。

○議長（阿部 寛治） では、答弁を。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

大楠議員からのご質問の「第6次篠栗町総合計画の取組みを尋ねる」についてお答えいたします。

第6次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」は、人口減少、超高齢化社会、環境保全意識の高まり、自然災害の深刻化、安全安心に対する意識の高まりなど、社会環境の大きな変化に対応するため、まちづくりの方向を示すものとして、平成28年度から策定に取組み、篠栗町総合計画審議会の答申を経て、平成29年12月議会定例会にてご報告をさせていただきました。

計画年度は、平成30年度（2018年度）、今年度から22年度の5年間としており、いつまでも住みたい、いつでも訪ねたい町を目指すまちの姿として、今年度からの実施計画を立て、取組みを進めているところでございます。

大楠議員が言われますとおり、当該総合計画の実施主体は町でございますが、「誰かがではなく、みんなで行う地域づくり」という基本理念を掲げていることから、ホームページに掲載するだけではなく、今回から町内の金融機関や美容室、病院等に冊子の設置をご協力いただきまして、第6次篠栗町総合計画を手にとっていただける機会を作ることで、町全体で取組む計画であることの周知を図っているところでございます。

冒頭に私から申し上げますが、第6次篠栗町総合計画は今年度から5年間の計画でございます。11月末で初年度の8か月間が経過したことになるわけでございます。

総合計画は、5年間にわたる計画であることから施策遂行の検討を行うことや、特に予算が絡むこととなりますと初年度で実績をお示しできないことが多々ございます。

今後とも第6次総合計画の進捗につきまして、年度単位で管理し、速やかな計画の達成に努めてまいりたいと考えておりますことをご理解いただいた上で、詳細な内容につきましては、まちづくり課長から答弁をいたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） それでは、順次、ご質問の内容にお答えをしたいと思います。

一つ目の篠栗町人口ビジョンに掲載しております合計特殊出生率1.79から1.83に上昇させ、その後、維持するという点でございますが、この1.79は、国や県と比較しても高い水準となっているところでございますが、これは厚生労働省

の人口動態保健所・市町村別統計の平成20年から平成24年での数値でございます。平成25年から平成29年は未だ示されておりません。今回は、お示しすることができませんので、厚生労働省の発表がございましたらご報告をさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に、自治体加入率の件でございます。年度末に各区の区長から組合加入世帯数を報告いただきまして、加入率を求めているところでございますが、最新の加入率は、平成30年4月1日現在で70.0%となり、前年比0.3%の減となっているところでございます。

組合加入率の維持に關しての、現在の対応に關しましては、平成29年4月に各区長に配布いたしました、自治会加入活動への心構え、体制や訪問、加入後の配慮などをまとめた「自治会加入促進マニュアル」や、住民課の窓口での転入者に対する組合加入への重要性をまとめたチラシの配布などを行っているところでございます。

次に、転出者の抑制を図る対策でございますが、第6次篠栗町総合計画における町の課題に取り上げているように、本町の人口問題の要因となっているところでございます。この点は、篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策を進めていくとともに、民間住宅開発を誘引することで15歳から24歳を含む世帯の転出抑止にある一定の効果が得られるものになると考えているところでございます。

次に、篠栗北地区産業団地の税収や雇用の増加についてでございます。税収につきましては、当団地内への進出予定企業3社との立地協定を終えたものの、残り3社とは現在も進出に向けての協議を進めている段階でございます。また、建築設備の規模もはっきりしてないことから現時点ではお答えすることができません。雇用数に關しましては、篠栗町まち・ひと・しごと総合戦略でお示ししているところで250人の新規雇用を目指しているところでございます。

また、直売所への来場者数100万人は、第6次総合計画終了年度末の達成を目指しているもので、進出企業の直売所はもちろんでございますが、進出企業には工場見学やイベント等を実施していただくよう協議しており、その分も含めたものとなります。

次に、協働のまちづくり事業の2018年度の取組み状況でございます。11月末現在で申請数11件でございます。うち新規事業は5件となっております。内訳を申し上げますと、wakuwaku子育て隊の「知育のおもちゃづくり事業」、篠栗おはなし会の「赤ちゃんから小学生まで『おすすめ絵本』作成配布と活用啓発」、そ

れから、正しく美しい歩き方教室の「転ばぬ先の資筋力作り」、地域コミュニティセンターこころんの「夢を探そう！お仕事を知ろう！」、段ボール迷路実行委員会が文化祭で取組んだ「段ボール迷路-篠栗 is Amazing-」となっておるところでございます。

総合計画終了年度までに、新たなメニューへの提案や要綱の見直し等を図り、活性化を行いたいと考えておるところでございます。

最後に、地域担当職員の全区配置の件でございます。現在、区、分館、PTA、育成会、地域コミュニティなどの役員として多数の職員が関わっております。

また、篠栗町内に居住していない職員につきましても、その地域で同様の関わりを行っております。

今後、各区のニーズなどを踏まえ、区長と意見交換を行いながら、職員がどのような形でサポートを行うことが望ましいかもう少し検討を加え、実践してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 大楠議員、再質問がございましたらどうぞ。

○議員（大楠 英志） はい、まず、出生率の件と人口の件でございますが、平成25年から29年の出生率の数值は、厚労省から出されていないとのことでございますが、まちづくりには必要な統計調査でございます。

篠栗町独自の、そういう出生率の数值はありますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○まちづくり課長（三明 祐治） ただいまの質問にお答えいたします。

独自でですね、我が町で導入しております地方創生システムで数字を出しておるところでございます。

これにつきましては、平成24年の数值は1.47、この創生システムで算出すれば1.47となっており、最新の平成29年は1.53ということで算出しております。これはですね、厚生労働省の数值より若干少な目でございますが、この要因として厚生労働省国勢調査のデータから導き出しており、全戸調査の結果によるものでございますが、本町の地方創生システムは、住民基本台帳に登録されるデータから導き出しておりますので差異が生じておりますが、若干ですね、上向きのポイント数となっております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 再々質問ありますか。

はい。

○議員（大楠 英志） 厚労省の数字より大分低い数字でございます。

それで篠栗町の人口はですね、平成22年で3万1,318人、30年11月末の広報の人口を見てもみますと3万1,482人（平成30年10月末日現在）、これは22年から比べると164人の増加でございますが、この30年11月には、もう既に人口がマイナス18人ということでございます。

それで、この人口ビジョンより大分早めにですね、人口減少が進んでいるのかなというような感じを持っております。

この2020年の推計人口見てみるとですね、政策反映の1位は3万1855人、これ2020年の場合ですね。

それから、施策反映をして、その2位は3万2,184人となっております。

30年の11月時点でマイナス18人ということでございますが、この傾向をどのように捉えてありますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三明課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） 出生数と死亡数、自然の動態、それから、転出・転入に伴う社会動態、いろいろな要因がですね、相まって行っているものと考えられますが、先ほどのですね、やはりその中でも転出数についてはですね、先ほどの産業団地の開発共ともですね、そういった篠栗町に環境がですね、若干整っていないのかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 町長いいですか。

はい、どうぞ。

○町長（三浦 正） 私から少しお話しいたしますが、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」といいますのは、人口ビジョンに基づいてスタートしたわけですが、初めて取組まれる国の人口政策でございます。

先日、私どもも各市町村長を集めて行われました総務省の特別講演の中で、いろいろお聞きしてきましたが、当然のことながら、今回のまち・ひと・しごと創生総合戦略の5年間で終わりというものではございませんで、当然、次の5年間、次の5年間と、策を打っていきながら、2060年度の人口1億人を切らないようなことを目指すという継続的な取組みでございます。

多少のタイムラグは、いろんな政策っていうのは外的な環境もありますから、ずればございますので、現状、今ご指摘がありましたように、減っているんじゃない

か、少なくなっているんじゃないか、これはちょっと危機的じゃないかというお話もありますが、今後の次の第2次のまち・ひと・しごと創生総合戦略等々を継続的に打っていく中で、あるいは今課長から申しあげましたような、現状の取組みが少し後送りになっていく分がカバーできていく中で、しっかりと私どもも2060年の2万9,000人を目指して取組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

大楠委員。

○議員（大楠 英志） 今町長が答弁されましたように、ぜひ有効な人口増の対策を要望して、次に入ります。

自治会加入率でございますが、平成30年4月1日現在で70%で、前年比マイナス0.3ということでございます。これ2019年度の努力目標は、加入率が75%となっております。この自治会加入率がですね、やはりこのまちづくりの原点になるのではないかなと思っております。

それで、各行政区の隣組におきましてですね、役員が輪番で回ってくるということで、役員が回ってくると組合を脱退される方がおられて、役員になり手がいないとの苦情を聞くことがございます。

今、共働きの家庭が多いので、そのような家庭でもですね、隣組長さんの役員等ができるような、そういう仕組みづくりも大事ではないかなと思っております。

私が区長を昔しとった時代も、回覧板等が再三にですね、回ってきて、本当に煩わしい思いをしたとですが、また、近年もこの回覧板等を見ておりますとですね、こういうとをずっと回覧せんといかんのかなというようなとも、そういう文書もあるようでございますが、そういう煩雑さをですね、少なくするというのも大事なことはないかなと思っておりますが、その辺の取組みは、先ほど課長からはいただきましたが、何か有効な手立て等を考えてありますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 行政区の区への加入率、これについては、町内21区ございますが、一番加入率が低いのは庄区でございますが、当然、いろんなマンションが建ち、賃貸マンションがありってというような中での加入率が減少しているっていうことは、現在の区長も大変頭を痛めていらっしゃるところでございます。

庄区だけではなくて、市街化されたところのほうが加入率はやっぱり少し少ない

ように感じているところでございます。

いろんな策を講じていかなければいけないところでございましょうが、先般も区長さん方と全員で宝塚市の今の取組みについて研修をしてきたところでございますが、市町によりましては、今まで区長さんにおんぶに抱っこでお願いしていた、そして隣組という制度でやっていた取組みを大きく変えていながら、それぞれの自治体がひとつのあるいは、NPO法人であったりひとつの自治会組織であったりというようなことで、かなりそこに市や町から資金を提供して運営をしてもらうというようなことで、かなり大きく変えている自治体もあります。

その辺のところをいろいろ私どもも勉強していきながらですね、現状から、加入率、あるいは、区において活動する人達、地域コミュニティが衰退しないような取組みを、今まで以上にやっていかなければいけないと思っておりますので、区長様方と一緒に、もう少し研究をして、新たな主体を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） 質問ありますか。

はい、どうぞ。

○議員（大楠 英志） ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、篠栗北地区産業団地についてでございますが、現在進出企業3社の立地協定はしているが、残り3社においては協議中であると。

建築また設備等の規模も未定であり、現段階では答弁できないということで、確かに、まちづくり課長の答弁のとおりであると思います。

しかしながら、町の財源を使って、大きな投資をしている事業であります。このことから町民の方には、推定される大まかな税収や上下水道料、使用料等ですね、金額が篠栗町の財源として幾ら入るといような、こういう大まかなことでいいから、ぜひ示していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、まちづくり課長。

○まちづくり課長（三明 祐治） はい、お答えいたします。

早急にですね、特に残りの3企業の進出企業等々が決まりましたらですね、早急にそういった資料を収集、若しくは協議をしてですね、そういった、大楠議員が言われるような、数値をですね、お示しできるように努力させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

では、大楠議員。

はい、どうぞ。

- 議員（大楠 英志） はい、ぜひですね、そういう数値を見られると、町民の方もやっぱり不安に思っている方もおられますので、安心されるのではなかろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

最後になりますが、第6次の篠栗町総合計画の進捗は、年度単位で管理して計画の達成に努めるということでございます。

進捗状況等をですね、多くの町民の方と共有して、協働のまちづくりを進めていただくことを要請しては質問を終わります。

- 議長（阿部 寛治） 引き続き、質問順位2番、栗須 信治 議員。

- 議員（栗須 信治） 議席番号3番、質問順位2番、栗須 信治です。

今日は、2問質問をいたします。

まず1問目は、「生涯スポーツの振興にウォーキングの普及を」についてお尋ねします。

スポーツ庁が行った、平成28年の調査によりますと生涯スポーツの実施率において、「この1年間に行ったスポーツ種目」で、最も多かったのがウォーキング38.7%で、次いで、体操15%、トレーニング14%、ランニング・マラソン・駅伝10.4%となり、上位のスポーツは特別な道具や場所を必要としない気軽に行える運動が特徴であります。歩くことは、「生涯を通じて、いつでも・どこでも・誰でも」楽しめ、場所や道具を必要とせず、スポーツの嫌いな人も生活に取り入れやすい有用な運動であります。

また、生活習慣病やロコモティブシンドローム、サルコペニアの予防、改善に有効であることが分かっています。

さらに、気分転換やリラックスするなど精神面にも良い効果をもたらす、自分のライフスタイルに応じたスポーツに取り組むことは、健康の保持増進に加え、毎日の充実や生きがいになります。屋外に出ることで、コミュニケーションを取る機会が増えるなど、社会との繋がりを作り、ひきこもりや認知機能低下の防止などのための大切なツールにもなります。

まずは、足元からできることとして、気軽に始められるウォーキングを末端まで普及させてはいかがでしょうかお尋ねします。

- 議長（阿部 寛治） はい、答弁求めます。

はい、社会教育課長。

○社会教育課長（松熊 大） 失礼いたします。

「生涯スポーツの推進にウォーキングの普及を」とのご質問にお答えいたします。
高齢化社会の到来とともに、体力づくりや健康づくりに対する住民の関心も年々高まっております。

そのため町では、町民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、主体的にスポーツに親しむことができるよう、スポーツをする機会の確保と場の充実に取り組んでいるところであります。

具体的に申し上げますと、「グランドゴルフ」や「シャッフルボード」などの生涯スポーツの普及に長年取組み、現在では育成会や各区におけるスポーツ大会の種目になるなど、多くの方になれ親しんでいただいているところであります。

また、最近では、簡単なルールで誰もが手軽に楽しめる「スカットボール」などの新しいスポーツも紹介し、更なる生涯スポーツの振興を図っているところであります。

生涯スポーツ・イベントの開催状況としましては、11月の「ささリンピック」のほかにも、4月には観光イベントとして「春らんまんハイキング」など、これからスポーツやウォーキングを始めてみようかと考えていただくきっかけになるようなイベントを開催しているところでございます。

一方で、全国的な統計資料であります平成29年の「国民健康・栄養調査結果」を見ますと、運動習慣のある者の割合は男性で35.9%、女性では28.6%と、この10年間でみますと男女ともに有意な増減はみられません。

また、家事や仕事の自動化や交通手段の発達により、身体活動量が低下してきたことは明らかであり、近年の生活習慣病増加の一因となっております。

このような中、ウォーキングは膝や腰に不安を抱えている方でも傷害のリスクが少なく、精神面でも開始時のハードルが低い運動として人気でございます。

現在、スポーツ推進委員会を中心に推進に取り組んでおりますラジオ体操と合わせて、一人でも気軽に始められる運動として、その普及を図ってまいりたいと考えております。

ウォーキングには、生活習慣病の予防、内臓機能の向上、ストレスの発散、老後の寝たきり防止などの効果があることは、多くの方が認識されていますが、継続的な取組みとして、日常生活に取り入れることが必要になると考えております。

そのためには、皆さんが楽しんでいただく環境整備としまして、ソフト・ハードの両面から充実を図ってまいりたいと考えております。

ソフト面における充実としましては、町内には多くの遊歩道やトイレなどの周辺整備も充実しており、四季折々の景色を楽しみながら散策ができるウォーキングにはもってこいのコースが多数ございます。

こうしたコースをもっと沢山の方に知ってもらうために、実際に歩いて、おおむねの歩行にかかる時間、あるいは体にかかる負荷、こういったデータを情報として発信することによって、また、違った魅力づくりにつなげていけるのではないかと考えております。

また、現在、介護予防として「歩こう会」などの教室がございますが、健康増進のためには、自ら習慣をつくり守ることが非常に大切であります。

こうした自発的に歩くことを目的とするクラブやサークル活動の支援を、教育委員会だけでなく健康福祉部門などと一体となって進めてまいりたいと考えております。

ハード面におきましては、エフコープ生活協同組合様のご協力により、カブトの森公園の多目的グラウンドと野球場外周のウォーキング・ジョギングコースに距離表示のサイン工事をはじめ、休憩用ベンチや血圧計の設置に取り組んでいるところであります。

健康な毎日を送るには一人ひとりの体力や健康状態にあった無理のない運動を気軽に楽しく続けていくのが大切でございます。

住民の皆さんに手軽に始められるウォーキングを生涯スポーツの一つとして、「一日プラス千歩」を合い言葉に今後、振興を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員、今の答弁に対して質疑はありますか。

はい、どうぞ。

○議員（栗須 信治） ただいまの町民の皆さんが楽しんでいただくよう、ソフト・ハードの両面を充実させながら、ラジオ体操と併せて普及を図ってまいりたいという答弁をいただきました。

昨日、クリエイト篠栗でありました正しい歩き方教室に参加してきました。

これは、まちづくり事業で、連続で6回開かれているんですが、大変参考になりました。

また、12日には、オアシスでウォーキング講座があります。

答弁にもありましたように、このように活動されているサークルやクラブ、また、健康・福祉部門が一体となり、町民の皆さんが歩きたくなるような、いろんな仕掛

けを実施しながら、町全体に取り組んでいただくように期待します。

これで1問目終わります。

○議長（阿部 寛治） では、2問目をどうぞ。

○議員（栗須 信治） 2問目は、「小学校で血液検査を」についてお尋ねいたします。血液検査による健康診断といえば、成人が主な対象という印象があります。香川県では、16年前から県内全小学校の4年生を対象に血液検査を実施しております。2016年の調査では、これまで受診した2万2,914人のうち12.6%が肝機能異常、11.1%が脂質代謝異常、10.6%が血糖値異常でありました。

血液異常の多い子どもには、運動が少ない、朝食を抜く、不規則な食事、早食い、腹いっぱい食べる、ゲームの時間が長い、寝るのが遅く睡眠時間が短いなど、そういうふうな行動が共通しているそうです。児童・生徒の健康状態が気になるところであります。

そこで本町におきましても、学校健診の中で、血液検査を実施し、早期発見、早期指導することによって、未病のうちに防ぎ、家族で学ぶことによって、食生活や生活習慣の改善・食育の学習や生活習慣病の予防になると考えますが、導入できないものかお尋ねします。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（西 邦彰） 失礼いたします。

「小学校で血液検査を」についてお答えいたします。

糖尿病や高脂血症などを生活習慣病の重症化を防ぐために、子どもの健康状態を把握し、子どもと保護者に糖尿病を始めとする生活習慣病の予防について啓発することは大切なことと考えております。

栗須議員ご質問の通り、香川県では、2012年度から県内の小学4年生、5年生を対象とし、生活習慣病の予防を目的として血液検査が実施されております。

その背景としては、2011年の厚生労働省の調査で香川県の糖尿病受療率が男性で全国第1位、女性が全国2位で、原因として、県の代名詞である「うどん」等の炭水化物の過剰摂取が疑われているようであります。

そこで、香川県は小児生活週間病予防検診として、血液検査を実施する市町村に対して、費用の半額を補助する制度を導入したものでございます。

次に、糟屋地区について調べますと、本年度より宇美町の健康づくり課が児童の血液検査を実施しております。

経緯といたしましては、平成28、29年度に国の食育指定事業の一環で、親子検診を実施され、児童の血糖値が高いことや宇美町の医療費負担の高騰などを背景に、生活習慣病予防目的に、本年度、全学校区に拡大され実施されております。

具体的には、夏休みに各小学校の保健室を借用され、血液検査を希望される家庭の児童を対象に実施されており、宇美町5年生児童の約半数に当たる183名が受診しております。

なお血液検査費は1人当たり2,160円で、別途医師派遣費が3万5,000円となっております。

それでは、ご質問の「小学校で血液検査を」についてお答えいたします。

まず、小・中学校におきましては、学校保健安全法に基づき、健康診断を毎年実施し、健康の維持や疾病の予防、早期発見に努めております。

生活習慣病に関連します項目は、肥満検査と尿検査で、疑わしい場合は、2次検査を行い疾病予防や治療につなげているところでございます。

また、保健指導や食育として、「食事・運動・休養・睡眠などの重要性を学ばせ、自ら基本的な生活習慣を身につけること」や「生活習慣病や感染症の知識を学ばせ、個人で予防手段を身につけること」などを小学校3年生より段階的に指導しております。

そのほか食育と生活習慣病の予防につきましては、町内の栄養教諭部会と共催して、毎年2月に「食育イン篠栗」を開催し、啓発に努めているところでございます。

ご質問の「血液検査」につきましては、検査後の児童と保護者を対象にした家族ぐるみの食習慣・運動習慣の見直しや改善、また保健師による継続的な指導が重要であると考えております。

従いまして、生活習慣病の予防対策を主務としております「健康課の健康づくり事業」と連携する形で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問どうぞ。

○議員（栗須 信治） 生活習慣病の予防のために、子どものころから健康づくりに取り組んでいくことは大切でございます。

子ども達の実態はどうかということを把握しなければ、有効な対策も打てません。

香川県や近隣の宇美町の取組みの成果等を検証しながら、本町での導入を研究・検討いただきますよう要望しまして質問を終わります。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、質問順位3番、村瀬 敬太郎 議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号5番、村瀬 敬太郎でございます。

近年、ICTを初め、IoT、ビッグデータ、AIなど情報通信関連の言葉が溢れております。先端技術といいますか、ものすごいスピードで進展している分野でございまして、聞いたことはあるけども、なかなか馴染みがない。でも、確実に生活の中に入ってきているものでございます。

本日は、この急速に進展するICT情報通信技術を今現在、我が町においてどのように利用されているのか。また、この先どのように取り入れていくのかということをお尋ねをしたいと思います。

質問の中で、アルファベットがたくさん並びます。分かる人は分るんでございますが、分からない人は分からないというところで、本題に入ります前に、少しだけお時間をいただきまして、用語の意味を確認しておきたいと思っております。

まず、「ICT」ですが、インフォメーション アンド コミュニケーションテクノロジーといいます、情報通信技術のことです。

続いて、「IoT」、インターネット オブ シングとは、今までインターネットに繋がっていなかったものが、インターネット経由で通信をすることでありまして、モノのインターネットと呼ばれております。例えば、猫の首輪が位置情報を発信することで猫がどこにいるのか、スマートフォンで確認できるということもIoTの一つであります。

続いて、「ビッグデータ」、ビッグデータは、今のところ定義が曖昧でございまして、総務省では、事業に役立つ知見を導出するためのデータとしていますが、さっぱり意味が分かりません。

膨大な様々なデータの中から特定の条件のもとで解析すると、例えば、何の化学根拠もないわけですが、「運動する人よりも本をたくさん読む人のほうが長生きする傾向にある」とあるとか、「歯間ブラシを使う人は使わない人よりも長生きだ」といった情報が得られる。そういった、いろんな情報が積み上がったデータの山というようなものであろうかと思っております。

続いて、「AI」、アーティフィカル インテリジェントですね、皆さんもよく御存じの人工知能であります。

それから「GIS」、ジオフィラフィック インフォメーションシステムは、地理情報システムでございまして、地図上に様々な情報を張り付けて可視化するシステムでございまして、身近なところでは、グーグルマップのストリートビューもこれでございます。

さて、現在、政府では、I o T、ビッグデータ、A I の利活用を推進しており、未来投資戦略2018、世界最先端デジタル国家創造宣言、官民データ活用推進基本計画、まち・ひと・しごと創生基本方針2017に謳われております。

地方自治体に関係するものとしては、平成28年12月に施行されました「官民データ活用推進基本法」に市町村官民データ活用推進計画の策定（これは努力義務でございます）が規定されております。

地方においてもI o T、I C Tへの対応が必要になってきておるということでございます。

総務省では、「地域I o T実装推進ロードマップ」の実現に向け計画策定へ支援、実装事業への財政支援、人的支援を行っており、地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献しております。

特に、地域情報化アドバイザー派遣制度は、様々な分野で成果を挙げており、年を追うごとに派遣団体が増加しておるということでございます。

以上のことを踏まえまして、質問をいたします。

1、我が町でのI C T利活用の現状はいかがでしょうか。

2、地域情報化アドバイザーの派遣要請はなされておりますでしょうか。

3、現在、G I Sの構築が行われておるわけですが、どのような効果が期待できるのでしょうか。

4、住民の利便性を考えたI C T化の計画はあるのか。

5、防災行政無線の運用については、7時、12時の情報や防火週間のサイレン吹鳴を求める根強い声があります。携帯電話、スマートフォンに音声情報や文字情報を配信し、自動再生もできるなど、防災行政無線の補完ツールとなり得るアプリケーションもあります。

情報の複線化等の観点から、導入のための研究・検討をすべきと考えますが、どのようにお考えか。

以上、5項目の答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、では答弁を。

はい、町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員の「住民の利便性を考えたI C T化計画について」というご質問のうち、いくつか私のほうから、そして、財政課長から総務課長から答弁をいたしますが、答弁書には書いておりませんが、今のご質問の中身をお聞きしておりますと、まず、1970年の大阪万博のことを思い出しました。

弁当箱のような携帯電話でですね、今から携帯電話で、どこにでも、誰とでも話せるようになるんだと。或いは、動く歩道がございましてですね、動く歩道というのが、それぞれ都会のターミナルのところにできるようになるんだって。リニアモーターカーもできるようになるっていうお話がありました、多くのものが現時点で現実の物となりました。

2021年には、東京都と名古屋の間でリニアモーターカーが走るという前提で、今大きな事業が進められている。そういう諸々のことを思っておりますと、これからの私どもの未来が、私どもが今想像する以上に大きな進展をするのではないかというふうに思わずにはおられないところでございます。

そうしたことを踏まえまして、まず1番目「我が町での現在のICTの利用活用状況について」私のほうからご報告いたします。

代表的なものとして、山間部への光通信の配置をもうすでに終了したところでございます。萩尾地区、或いは、山王地区の方に光通信の配置をいたしました。

また、役場、クリエイト籾栗など公共施設へのWi-Fi環境の設置も行っております。議会中継ライブ配信なども挙げられるところでございますし、また、健康課が行う予防接種や健診予約を行えるモバイルサービス、通称ぐりナビと申しておりますが、そういう取組みもやっております。

もちろん、現在、議会あるいは私どもの課長会等で行っておりますタブレットを使った電子会議システムや業者間との電子入札システムなども挙げられようかと思っております。

2番目から4番目については財政課長が、5番目については総務課長から答弁をいたしますのでお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、財政課長。

はい。

○財政課長（立花 博友） それでは、2から4までのご質問についてお答えいたします。

まず、2の「地域情報化アドバイザーの派遣要請について」でございますが、医療・介護・健康及び防災関連につきまして、アドバイザー派遣を要請いたしてございまして、今月18日に関係職員向けに講演を、19日に福祉課職員を対象に支援・助言を行っていただくこととなっております。

次に、3の「GIS構築の効果について」でございますが、庁舎内での仕事の効率化はもちろんですが、災害時の避難勧告等について、地図を用いてのホームペー

ジからの即時配信や町内の通行止め等の工事箇所の公開などが挙げられます。

なお、詳細につきましては、現在、庁舎内の公開用GIS検討部会で検討を行っておりまして、3月議会定例会におきまして、公開用のGISについて、議員の皆様にお知らせすることとしております。

次に、4の「住民の利便性を考えたICT化の計画はあるのか」でございますが、篠栗町総合計画の中で「保健・医療対策の推進」「子育て支援の充実」「学校教育の充実」の中で、具体的に謳っております。

その他につきましては、公開用GISを活用するなど、住民、事業者の利便性の向上、地域課題の解決、行政、事務の効率化に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、続きまして、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、5点目の「防災行政無線を補完する携帯電話向けアプリケーションについて」のご質問についてお答えいたします。

まず、時報につきましては、以前からご説明をいたしておりますとおり、防災行政無線の運用の観点から、時報放送が目的外使用にあたるとのことで、本年の1月から放送を取りやめております。

なお、17時のメロディー放送につきましては、子どもの防犯上の効果もありますので放送を続けておるところでございます。

次に、本町における防災情報の複線化については、防災行政無線のほか一斉に多数の携帯電話使用者へ情報を伝達するシステム、「緊急速報メール」を活用し、「避難勧告」や「避難所の開設状況」についての情報を発信しているほか、福岡県が運用する「防災メール・まもるくん」を活用して、同様の情報を配信し、情報の複線化を図っているところでございます。

議員ご提案の「携帯電話向けアプリケーション」は、ICTを用いた次世代インターネット放送システムであり、放送を希望する住民が予め携帯電話に設定しておけば、役場や地域の放送を携帯電話で聞くことが可能になり、本防災行政無線が抱える「音がうるさい・聞こえにくい」といった苦情を解決する上で有意義なものであると考えておりますが、一方で、携帯電話・スマートフォンの利用方法に精通されていない高齢者等が使いこなせるのかといった利便性の問題に併せ、導入に関する費用対効果を調査する必要があるとございますので、本アプリケーション導入については、慎重に検討を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬議員、再質問ございますか。

村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 我が町のICT化は着実に進んでおるということであったかと思えます。

その中でGISについて、再質問をさせていただきますが、ICT化は、いろいろ分野があるわけでございますけども、その中でGISを選ばれた理由というものを、それと、住民にとってどのようなメリットがあるのか。

一部は、答弁と重複するかとは思いますが、そのあたりもう一度教えていただきたいと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、立花財政課長。

○財政課長（立花 博友） GISをなんで導入したかということなんですが、まず仕事上の観点から、今、役場に持っている地図自体が各課でばらばらでございます。

それを重ね合わせるっていうことがまずできない。水道の管と下水道管は別々に地図を持ったりすると重ねられないっていうのがございます。

あと町の中でいろんな情報が入っていますので、それを一枚の中に全部まとめると全ての情報が入ってくるっていうのがあります。まず事務的なことから、まず考えたところです。

それから先ほど申しましたけど、災害情報等でありまして、ここを危険区域に指定するときには囲めば地域住民の数とかいうのがすぐ出てきます。個人の名前等は守秘義務がありますのでお伝えできませんが、自分の住んでいるところが、今、どんな災害の危ない状況にあるのかっていうことがインターネットっていうか、そういう町のホームページを見ていただければ分かるような状況にもございます。

現在、先ほど申しました工事現場等もありますし、あとは観光等の情報につきましても、公開できるものを今検討いたしております。

当然、セキュリティ等で防いでいけないところもございますが、いろんな情報を皆さんに使っていただけるように、今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） その他ありますか。

はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） ICT、IoT化というのは、様々な先ほども言いましたけども、事例といいますか、種類のものがあるわけでございますが、どの時点で、どのような技術を導入するかというのが課題になってくるのではないかと思います。

先般、議会運営委員会の研修で総務省の方からレクチャーをいただきまして、R P A（ロボティック プロセスオートメーション）というものが業務効率化に非常に効果があるということを聞きます。

これは、決まったことを決まった時期に決まったとおりに行うロボット。

また、オートと言いましてもパソコンソフトのようなものでございまして、単純作業を職員に代わって行うシステムでございまして。

たまたま粕屋南部消防組合議会の研修で訪問しました熊本県宇城市でR P Aを実際に見せていただくことができました。

宇城市では、職員給与、それから、ふるさと納税業務、住民異動届、会計審査出納業務、後期高齢者医療、それから介護保険。

この六つの業務に提供されておりました、手作業で行っていたものを自動化することにより、5年間の費用対効果が3,620万円、より付加価値の高い業務へ人と時間を配分できるという大きなメリットがあるとされております。

町長も、さらなる行政改革に取り組むということで表明をされておりますが、攻めの行政改革という意味合いでは、検討に値するかと思います。ご所見はいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまのR P Aに関することも、私も総務省の研修会で総務大臣から直接お聞きいたしました。

そして、宇城市の事例もお話を聞いたところでございます。

それに係る人件費という面で、費用対効果が複数年度にわたって換算すると今お話のような金額が出てくるということでございます。

それぞれの自治体でいろんな取組みがあって、一概にすべてを利用できるということではないかと思いますが、反復した単純的な計算に基づく事務ならば、こういう機械を使って、或いはロボットを使ってやっていくことができるというような総括でお話を聞いてきたところでございます。

今後、検討に値するものと思っておりますので、勉強をさせているところでございます。

併せて、先ほどからのI C T或いは防災に関する事で、私も今大型通信事業者の見本市にここ二、三年ずっと行っておるんですが、地上波デジタルに変わったこととスマホが非常に使いやすくなって簡単になったことで、そして安価になったことで、これまでの防災無線に変わるシステムとして、テレビを使った周知、或いは、

スマホをそれぞれの家庭に持たせて、どういう状況においても、つまり電源を切っても非常時には、そういうお知らせできるようなシステムづくりができる時代になりつつあるということ、先般お聞きしてまいりました。

追っ付けまたこれが具体的なものになっていくというふうに思っておりまして、また新たにその企業からレクチャーを受けまして、私どもも、財政課長から申し上げましたが、どれぐらい初期投資が掛かるか、或いは、国の助成、RPAあたりは国の助成があるわけなんです、そういうことも探しながらですね、新たな取組みをしていく時代に入ったというふうに思っているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 先ほど来申し上げておりますように、ICT、IoTの導入というものを避けては通れないものとなっております。

導入に当たりましては、住民の利便性、また安全・安心を考えた選択をしていただきたいと思っております。

それをお願いしまして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 議員の皆さん、1時間を経過しましたので、ここで15分から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位4番、古屋 宏治 議員。

○議員（古屋 宏治） 議席番号1番、古屋 宏治でございます。

今回は、「農業振興地域整備計画について」の質問をいたします。

よろしくお願いたします。

我が国には、農業の健全な発展を図るため農業地域保全の「農業振興地域の整備に関する法律」があります。

その目的は、自然的・経済的・社会的・諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するため、措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

そこで、市町村が農業振興地域整備計画を定め、それぞれの市町村で農業振興策を講じております。

農業を守ることは大切なことであり、日本人にとって必要な土地であると思いますが、昨今の農業従事者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、農作物への有害鳥獣被害による生産者意欲の減退など、農業を取り巻く環境の厳しさは増しております。

このような中、昨年12月定例会でも一部質問いたしました。今後の町の農業・農地の方向性について再度質問いたします。

まず1問目は、農業振興計画の見直しの時期について。前回の見直しの時期と今後の見直し計画の予定があるかをお尋ねいたします。

また、この地域の見直し検討は、篠栗町都市計画マスタープランが基本計画であると考えますが、マスタープラン変更時でないとは検討できないのか。

2問目、農家、農地の所有者へ今後の農地・農業をどう考え、どう利用して行こうかなどのアンケート調査を行っておられるのか。（特に他に転用が利かない農振地域の方に）の以上2項目についてご質問いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、産業観光課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） それでは、「農業振興計画の見直しの時期（前回と今後）マスタープラン検討時にしか農振区域除外は検討できないのか」についてお答えいたします。

まず、「農業振興地域」について少しご説明いたします。農業振興地域につきましては、農用地区域（青地区域）とそれ以外の地域（白地）に分かれます。議員の言われる農業振興区域除外とは、農用地区域（青地地域）の除外のことを言われているのだと思います。

農用地区域からの除外の要件としましては、農用地区域内の土地は、農業上の利用を保護する目的で、その用途が指定されることから、農業以外のほかの目的に利用しようとする場合、あらかじめ農業振興地域整備計画を変更して農用地区域から除外しなければなりません。この場合原則として次の要件を満たすことが必要でございます。

その土地を農地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、

①農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。

②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

④土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

⑤農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであることとさせていただきます。

通例としましては、農用地区域（青地）から、やむを得ず除外する必要があるときの手続といたしましては、以上5項目の要件をすべて満たしている場合に、事業者等が市町村長に農業振興地域整備計画の変更の申し出を行い、市町村長は、農業振興地域整備計画の変更をしようとする場合は、関係する農業団体等の意見を聴きまして、知事に協議することになっております。

議員が示されました「都市計画マスタープラン」は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、土地利用のあり方や住民の生活、産業活動等に必要な都市施設の整備を図るものです。

「都市計画マスタープラン」と「農業振興地域整備計画」とは整合性は図っているのはもちろんでございますが、同時に検討を行うものではございません。

ご質問の農用地区域（青地地域）の除外につきましては、事業者等が開発計画を立てて申し出をなされた場合に、町の関係部所や関係機関での審査の過程で農用地区域の除外の妥当性について検討されるのが一般的でございます。

また、ご質問の農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、平成7年9月に見直しを行って以来特に見直しは行っておりません。

次に、「農家（農地所有者）への今後の農地・農業をどう考えるかなどのアンケート調査を行っているか」とのご質問ですが、現在のところ農家へのアンケート調査は実施しておりません。

ですが、農家の皆様のご意見等につきましては、個別に産業観光課窓口でご相談をお受けしておりますし、また、農業委員会や農事組合長会の委員の皆様からの地域での諸事情についてもお聴きいたしております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの答弁に対して再質問があったらどうぞ。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 今の課長の答弁で、整備計画の見直しを平成7年9月に行っただということですが、このときはどういう内容の見直しだったのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 平成7年の9月に見直しのときの内容ということでございますが、内容につきましては、町の総合計画の基本構想との整合性を保ちまして、農業生産の基盤計画の整備及び農業近代化施設の整備検討を行ったようでござ

ございます。

特に、当時は総合運動公園の開発事業が計画されておりましたので、計画用地の11ヘクタールのうち、農地が7ヘクタールございましたので、農業振興整備地域の計画の再検討の必要があったためでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員どうぞ。

○議員（古屋 宏治） その平成7年ということは、それから23年たっておりますけれども、それから1度もこの計画の見直しはなかったのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗原課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 農業振興整備計画の再検討につきましては、農業振興地域内におきまして、町の総合計画に沿った大きな実効性の高い開発計画がなく、見直しの検討事務の必要性がなかったためだと聞いております。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） それから、アンケートの調査の件ですけれども、アンケート調査は現在のところを実施していないと。

窓口相談や農業委員会、組合長会での話のみということですが、どういうお話、相談がされているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗原課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） 窓口相談等につきましては、主に有害鳥獣駆除の相談とか、あとは、町外におられる方で町内に土地を田畑ですね、お持ちの方とかがですね、耕作の方を探すという、そちらの方のあっせんの方のご相談が多かったと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 課長の最初の答弁をいただいた中に、除外の要件ということで、5項目の要件を全て満たしている場合に事業者等が市町村長に農業振興地域整備計画の変更の申し出を行い、市町村長は、農業振興地域整備計画の変更しようとする場合は、関係する農業団体等の意見を聞いて知事に協議することになっておりますということでございました。このやり方は、農振法の13条の第2項のやり方であると思います。

もう一つ、今、農村産業法、農村地域への産業の導入に関する法律による除外があると思います。特に、この農村産業法は、国の緩和もあり、以前より除外がやりやすくなっております。

どちらの方法で要件を満たしていれば、農振除外は法的に可能であります、そ

のようなときは、町としては、協議検討をしていただけるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい。

栗原課長。

○産業観光課長（栗原 俊孝） そうですね、まずは、きちんとした開発などの計画が必要でございまして、そして計画地が農用地域、青地域である場合には、先ほど申しましたような、5要件を満たしておる必要がございますので、さらには、その計画そのものの農地転用が制度上可能であることが必要というふうになっております。

以上のようなことが満たされれば、審査協議検討などを行いまして実施することになっておりますので、お申し出の際、ご相談の際は、いずれもご相談には応じるようにはしております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） はい。

古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 最後に、これは要望になりますけども、課長からただいま「要件が満たされれば審査協議を実施していただける」という回答でございました。農振除外を実施するには、農振除外の県との協議はもちろん、農地転用が必須であります。

農地転用の協議になれば、4ヘクタールまでは県、400ヘクタール以上になれば国の協議となります。当然、国になれば、当然時間がかかります。

地権者から、先ほども言われましたとおり、開発依頼がもし4ヘクタール以内の開発であれば、県との協議で進めることができます。数年に一度、4ヘクタール以内の開発が行っていきけるようになってしまえば、町が考えるビジョンに沿った全体計画が厳しくなるのじゃないかなと思います。

そうならないためにも、産業観光課、それから都市整備課、まちづくり課と将来の篠栗町のあるべき姿を早期に検討を願い、23年間、見直しがなかったこの農業振興計画の計画ができますようお願いいたします。

それと、もう一つ、農家の方から話を聞きますと、ほとんどの方が今後の農業や農地、後継ぎ問題の心配ばかりでございまして。

土地所有者は、この農振地域、青地地域除外は永遠に不可能であると、都市神話のように思っておられました。

そんなことはないと思います。

皆さん、いろいろな悩みや考えや思いをお持ちです。課長は、担当課として農地を守っていくのが仕事だとよく言われます。よくわかりますが、農家を守っていくことも大事だと思います。

一部の方の話だけではなく、農家の方たち皆さんの考えを、また思いを聞くためにもアンケート調査の実施をお願いしたいと思ひまして要望に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） それでは、質問順位 5 番、荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号 1 2 番、荒牧でございます。

町長に 1 点質問いたします。

「今期の質問の経過説明を求める③」ということで、前回に引き続き、町長にこれまでの質問の中から住民福祉関係答弁の現況報告を求めます。

まず、27年12月の森林セラピー事業で、当初の目的は住民の健康増進と説明されていたが、現在の町民の参加人数と企業のストレスチェック対策にどの程度利用されているのか。加えて、住民の意見として、篠栗町にこの事業が必要か疑問があるとの声をよく聞くが、継続の賛否のアンケートを取られてはいかがかと思ひます。

次に、29年3月の表彰規程についてですが、現在は功労及び善行表彰しかなく、対象者は町長や議員などの限られた役職の方か多額の寄附者等で、各界で活躍される方々の苦勞に報いることができません。全体の表彰規定を考えることを検討するとの発言のその後の経過をお尋ねいたします。

最後に、29年9月と30年3月に子育て世代の流入による人口増加策について、その後の実効的な策があるのかをお尋ねいたします。子育て世代支援と子ども達の健全育成のために、以前実行していただいた妊婦健診無料化に加え産後健診の無料化を実現していただけないでしょうか。増加傾向にある乳児虐待や母親のノイローゼ予防対策に非常に効果的であると思ひますがいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員の「今期の質問の経過説明を求める③」について、いくつかの項目ご質問がございましたので、私のほうから答弁をいたします。

まず、「平成27年12月の森林セラピー事業で、当初の目的は住民の健康増進

と説明されていたが、現在の町民の参加人数と企業のストレスチェック対策にどの程度利用されているのか。加えて、住民の意見として篠栗町にこの事業が必要か疑問があるとの声をよく聞くが、継続の賛否のアンケートを取られてはいかがか」という御質問でございました。

この取組みは、現在「森の風篠栗」という案内人の会が主に携わっておりまして、私もそのメンバーの1人でございます。年に一、二回は日程の調整がとれた際に、私も案内に参加しているところでございます。

また、今年は、ゲンシュタウト心理療学会が篠栗町で開催されました。クリエイティブ篠栗を主会場として講演会や意見発表会が催され、またフィールドワークとしてお遍路体験・森林セラピー体験など2泊3日で多くの方が町内旅館に宿泊して参加いただいたものでございます。

ほかにも福岡市内の住宅販売会社が定期的に20家族ほどのお客様を連れて落陽コースにお越しになり「森の風篠栗」がご案内しているところでございます。また、若杉区では1年の中の恒例行事として、100人ほどが参加して森林セラピー体験企画を実施いただいているところでございます。

平成29年度における篠栗町の企画事業で森林セラピー体験をされた方々は1,100人程度でございまして、そのうち町内の方が3割弱の309人でした。また、企業参加者は、3社で19人でした。10月には、ある企業が福利厚生の一環として、森林セラピー体験を取り入れたいとのお問い合わせ等もあっているのが現状でございます。

ご承知のように、労働安全衛生法の一部が改正されまして、平成27年12月から従業員50人以上の事業所では、年に1度、ストレスチェックが義務化されております。役場においても同様に行っておりますが、そのチェック結果についての対応が法的に現在確立されていないのが実情でございます。内容は、ストレスが高いと評価された本人からの申し出があれば、医師による面談指導を行い、必要に応じて、就業場所の変更や労働時間の短縮など、対策を取らなければならないとなっておりますが、現実にはストレスチェックとその後の対応スタイルが確立していないというのが実情でございます。

このような現状を踏まえて、意識の高い企業においては、過度なストレスから大事な戦力を失う前に、森林セラピーを利用して定期的に社員のストレスを軽減する策を取ろうとする企業も見え始めているところでございます。新潟県信濃町では、そうした先進事例が行われておりまして、我が町に活かさないか勉強しているところ

ろでございます。

今後、各企業におきましても森林セラピー体験への取組みが増えてくるのではないかと期待しているところでございますので、その受け皿として九州にある11の森林セラピー基地と連携してレベルアップを図りたいと考えております。また、個人での参加につきましては、森林セラピーイベントに参加される方々や個人でセラピーロードを歩かれる方々など、様々な形で体験されておられ、静かな森に心と体の癒やしを求めて多くの方々にお越しいただいているところでございます。特に、森林セラピーコースのひとつであります「九大の森コース」におきましては、身近で手軽なコースとして地元和田区の方々をはじめ、町内外からたくさんの方が来場され楽しまれております。

このように、森林セラピーとしての体験者は、毎年少しずつではございますが増加傾向にあり、今後も森林セラピー体験を町内の皆様はじめ、たくさんの方々に楽しんでいただけるよう事業の普及に努めてまいりたいと考えております。

アンケートの実施については、存続か廃止かについては考えておりませんが、今後どのようにすればより多くの町民の皆様の健康維持増進のために役立つかのご意見を聞くひとつの手法としては、検討してもいいのかなと考えているところでございます。

次に、「表彰規程について」のご質問にお答えいたします。

現在、篠栗町表彰条例では、議員のご指摘のとおり功労表彰と善行表彰の2種類しかございません。その中には「その他町長が特に認めた者」や「一般町民の規範となるような善行をした者」という規定はあるものの、限られた方しか表彰できていないのが現状でございます。

また、教育委員会表彰規程では、「教育、学術、文化及びスポーツの振興にその功績が顕著なもの」と町の表彰条例により幅広く表彰ができるようになっております。

現在、他の自治体の表彰規定や制度を調査中でございまして、教育委員会の規定だけではなく、町の表彰条例の中に「文化、スポーツや教育の分野などに功労功績があった者」や「産業、経済の発展に寄与した者」など、様々な表彰規定を持っている自治体も多く、「名誉町民制度」を有している自治体も多くございます。

本町におきましても、現在の教育委員会規程と調整を図りつつ、表彰委員会での意見を伺いながら、町内外を問わず、より幅広い分野で活躍されている方を表彰できるよう仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

最後に「子育て世代の流入による人口増加策について、その後の実効的な策があるのか」というご質問にお答えいたします。

子育て世代の流入への取組みのうち、子育て環境の整備という観点では、健康課において今年7月に開設いたしました子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援体制の充実を図っているほか、産後支援ヘルパー制度を産前の妊婦も利用できるよう対象者の拡大を行ったこと、あるいは、こども育成課が所管するファミリー・サポートセンターによる育児援助活動の充実など、総合的に、また個別的に、子育て環境の整備を図っているところでございます。

また、「現在無料化している妊婦健診に加えて、産後健診の無料化を実施できないか」というご提案についてでございますが、厳密には、妊婦健診は全額無料というわけではなく、基本的な健診項目等について補助を行っているものでございます。

ご提案の産後健診につきましては、ご質問にありましており、産婦の心身の状況を把握し、産後うつ予防につながるなど、非常に大切な健診だと承知しております。現状においても、産婦のほとんどが、出産した産婦人科等において、産後2週間、あるいは1か月健診を受診してあります。

この産後健診への公費助成につきましては、県内では、昨年10月から久留米市で、今年10月からうきは市で実施されておりますが、産後健診費用の助成と併せて、その健診結果に応じて産後ケア事業による支援を行うもので、その成果については、今後の取組みの参考にいたしたいと考えております。

本町における産後健診に対する公費助成につきましては、妊婦健診や出産等、産婦人科の受診が広域的に行われているという現状がございますので、妊婦健診と同様に広域での市町村間の協議・調整が必要と思われまして、町の財政的な負担や、その他諸情勢を踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問どうぞ。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 1点だけ、もう確実に日本国の人口が減少期に入り、パイの奪い合いの生き残り時代になってますもので、広域というか、全国的には無理でしょうが、少なくとも糟屋地区1市7町でも産後健診をやって、町に活力、明るさ、そして納税を持ってきてくれる子育て世代が、こぞって来てくれるようなまちづくりにするための一環として、そこを強く他の首長さんたちと話し合っていて、

早期実現していただきますことを要望して終わります。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、横山 久義 議員。

○議員（横山 久義） 議席番号7番、横山でございます。

今回も質問を二つ行います。

それでは早速、最初の質問に入りたいと思います。前回9月議会での一般質問において、数年後に市街化区域へ編入され、土地の評価も確実に上昇することが分かっている町有地を編入直前に民間になぜ慌てて売却しなければならなかったのかと問うたところ、総務課長は、「当該地の売却に取りかかった当時は、当該地域を市街化調整区域から市街化区域に編入する具体的な計画がなかった」と答弁をされました。

そのときは、関係資料を持ち合わせていなかったこともあり、それ以上の追及はしませんでした。後で「篠栗町都市計画マスタープラン」等を再確認した結果、当該地域はこのマスタープランで市街化区域に編入されることになっており、しかもこのマスタープランは、平成27年3月に発行されております。年度で言いますと26年度に発行されたこととなります。

計画の準備等考えると、完成にはおそらく平成26年度いっぱいには要したと思われる。ところが、当該町有地の売却は、平成27年8月24日と8月27日に行われております。従いまして、この売却時期には、すでに市街化区域編入が確実にあったと判断できます。

そう考えると課長の説明とどうしても矛盾いたします。納得できる説明を求めたいと思います。

町有地の売却理由は、産業団地予定地から国道201号線を挟んだところに国道に沿う形で細長く町有地が存在し、町有地に隣接する3筆の民有地から国道への出入りを塞ぐ格好になっており、これらの民有地の有効利用の観点から町有地の売却を行ったとのことでした。

また、売却に際しては、隣接地所有者3名の土地購入の意思を確認し分筆そして売却したとのことですが、売却手続等に間違いがなかったかについてもお答えを願います。

○議長（阿部 寛治） はい、一問目が終わりました。

答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、横山議員のまず1問目の質問「9月議会一般質問で

の執行部答弁について」の再度お尋ねがございました。

これにつきましては、細かいところは、まず都市整備課長、それから総務課長からですね、説明をさせていただきまして、そしてまた、再質問がございましたら私の方で答弁したいと思いますので、まず、都市整備課長から事の経緯につきましてご説明をいたしますのでお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） それでは、9月議会一般質問での執行部答弁についてのご質問にお答えします。

「篠栗町都市計画マスタープラン」は、平成24年を基準年次としまして、およそ20年後の平成44年を見据えた新たな都市づくりの方向性を示しております。

ご質問にありますように、現行のマスタープランの策定には、平成25年度から策定委員会の委員の皆様とともに、約2年間にわたり協議検討を重ねて改定し、平成27年3月に発行されました。

そもそもマスタープランは、正式には都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本方針」として定めるもので、長期的な視点に立ち、都市の将来像を示すことにより、住民・事業者・行政が共有し、協働による都市づくりの実現を図っていくための指針となるものです。

このプランに沿った計画として、篠栗北地区産業団地について、都市計画の多様な制度や事業を活用し検討及び手続を実施する予定でした。

実現性の高い本計画の可能性を、福岡県に協議しましたところ、当時進められておりました「都市計画区域区分の定期線引き見直し」に合わせて実行するように提案を受けます。県の方針や町のマスタープランの方針に沿いながら平成29年10月に篠栗町が属する福岡広域都市計画の「区域区分の変更」「用途地域の変更」及び「地区計画の決定」が告示され、篠栗北地区産業団地を含む津波黒地区や住宅地を予定しております乙犬地区の一部を市街化区域に編入いたしました。

ご質問にあります当該地域は、津波黒健康広場東側の旧町有地だったと解しますが、予め市街化区域編入が確実であったわけではございません。

また、マスタープランに記載されているからといって、すべてが実現するわけでもございません。

ご質問にあります「既に都市計画区域編入が確実であった」ということではございませんで、売却時に当該地が都市計画区域に編入するかどうかは不明であったため、関連性についてはありません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 総務課長から、はいどうぞ。

○総務課長（大塚 哲雄） 最後の「売却に際しての分筆、売買手続について、間違いがなかったのか」というご質問についてお答えをいたします。

売買当時、財政課が所管をいたしておりましたが、現在は、総務課の所管になっておりますので、9月の一般質問答弁時では、私の方で担当課に確認をし、具体的な計画はなかったってということで答弁をいたしております。

今回のご質問につきましても、先ほどの都市整備課長の答弁にもありましたとおり、問題はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問。

○議員（横山 久義） まず、都市整備課長にお尋ねをいたします。

今の答弁の中にもですね、少し入ってまいりましたけれども、産業団地、正式名は「篠栗北地区産業団地」ですが、このエリアを都市計画区域に編入するには同時に地区計画を作成し、県の同意を受けなければならないわけですが、産業団地を含む、先ほど名前が出ておりました津波黒地区計画の福岡広域都市計画区域計画についてを確認をしたいと思います。

この地区面積の合計は25.1ヘクタールでございます。内訳は、A地区といたしまして産業団地地区内が17.1ヘクタール、B地区これは沿線地区として8.0ヘクタール、というふうになっているわけですが、当然このB地区の中に私が問題にしております元町有地が入っているわけでございますが、このいわゆる、広域都市計画地区の計画の素案は、28年の11月になっているということでございますが、先ほど答弁聞きましたら、25年度からいろいろとですね、都市計画マスタープランづくりが始まっていたというふうに聞いております。

当然、いわゆる、津波黒地区計画を作成するに当たってもですね、当然、A地区とB地区合わせたもので計画がなされていると私は思っております。

今さっきの課長の答弁では、当該地域は編入されるかどうかわかりませんよというふうな答弁でしたけれども、そういうことはないと思っております。

この都市計画マスタープランは、いわゆる県が、篠栗何ですかね、都市計画区域マスタープラン、これは県が定めているわけですが、それを遵守してですね、それと整合性を持って進めていくわけですよ。

だから、町が単独でですね、都市計画区域だとかですね、マスタープランという

のは作ることはうちの町に関してはできない。広域でやらなければいけない。

ですから当然、この地区計画をですね、作るに当たっても、いわゆる県の方針に従ってですよ、やっていくのが筋だと思うんですよ。ですから、そういうことを考えるとですね、当該地域は当然、それは確定はですよ、29年度になりましょうけれども、その前から準備段階からですね、ここが市街化区域に編入しなければいけない。そういう可能性が強いということがはっきりしてたんじゃないかと私はそれを言ってるんですよ。

そこを踏まえて答弁してください。

○議長（阿部 寛治） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 今のご質問ですけれども、まず、先ほども申し上げましたとおり、篠栗町のマスタープランにつきましては、まずその今後の未来を見据えた方針でございまして、これは決定事項ではないということを再度申し上げたいと思います。

それと福岡県におきまして、都市計画の区域マスタープランの変更につきましては、これらは広域なものとして考えるということで、福岡広域マスタープランにつきましては、篠栗町を含めました19市町を広域的な視点で整備をするものとして区域を設定されております。

その中で私ども篠栗町につきましても、その中のマスタープランに沿った形で方針を進めていくというような考え方でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 私の方から少し、多少その誤解があるようでございますので、あえて私から答弁させていただきますが、そもそも北地区産業団地は、私ども地区計画ということでその区域だけの開発を県と協議しておりました。

つまり、市街化編入をする地域は白地のままでですね、地区計画だけを検討協議をして、まず持って行ったわけでございます。それは、28年度当初、27年度ぐらいからずっと協議をしておったわけですが、県の方からの、ご相談といひましようか指示で、ちょうど都市計画区域区分の定期線引き見直しを、その時期にやりたいと思っているから、市街化区域にくっつけていって市街化区域を広げるといふふうにやっていったらどうですかというふうに県から提案をいただいて、そうならば、私どもマスタープランに将来にわたって「この地域につきましては市街化区域に入れますよ」という予定をする地域にしておりましたから、「じゃあ、そこも協議に加えていきましょう」と、その分がまさにB区域になるわけで、その計画

の協議は1年程度あって、29年の10月に最終的な私どもの決定を受けたわけでございます。

もともと産業団地につきましては、私ども、その単独での地区計画として想定して持って行って協議をスタートしたわけございまして、その国道の南側がもうすでに住居地域に予定しているということで、県と相談に行ったわけではございません。その辺の時間的なずれをごっちゃにしてしまうと、さもスタートから私ども国道の南側も市街化区域に編入する予定だったんじゃないかというご指摘もあるかもわかりませんが、そうではなくて、私どもは単独で地区計画を持って行った。それについて、定期線引き見直しに合わせて、県としても指導を受けた上で28年度から1年間協議して、29年10月に国道の南側について、住居地域に編入したほうがいいということで協議を継続して現在に至ったという、そういう県とのやり取りの細かい時間的なずれが、ずれと言いましょか、時系列的なやり取りがあったことをお含みおいていただければ、私ども担当課から説明しておりますことが間違いではないということをご理解いただけるんじゃないかと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） それでは、北地区のですね、産業団地の地区計画、今の町長の答弁では、産業団地だけの地区計画を出しましたよと、それで県に協議に行きましたということですが、それはいつだったのかということ、今正確な何月何日までには分からなくていいですけども、おそらくそれをですね、持って行かれたら県はですね、そのときに おそらく、お話をすると思うんですね。っていうのが、いわゆる今さっき、都市整備課長が言ったように、広域ですよ、都市計画を県がいわゆる指導でやってるわけですよ。というのは、都市計画区域の中にですね、一部スキ間があったらまずいわけですよ。ですから当然そうなると、いわゆる産業団地が地区計画で都市計画区域に入るとですね、どうしても今の沿線沿いの8ヘクタールが、いわゆる空白地帯で残るわけですよ。ですからそういうことはまず、まずいですよということを、まず言うと思います。そして、その確かにその線引きは、定期線引きがあるそのときに合わせてやってくださいよという指導はあったと思うんですね、ですからもうその時点でですよ。いわゆる県に最初に持った時点で、このあたりが、いわゆる、近い将来線引きで、市街化区域に入るということはわかってたんじゃないかということをお私言ってるんです。そこも踏まえて答弁してください。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今の話は、十分私も理解いたします。翻って御記憶をたどって

いただければありがたいですが、私どものこの事業をスタートしようというふうには、事業パートナーを決めて動き始めたのが27年の最初のころ、そして、県に私どもが持って行きましたのがですね、素案を作成して、計画の決定の私ども書類を持ってきましたのが、最終的には28年の11月です。今お話のように当然のことながら、事前の協議っていうのはずっとしていたとは思いますが、そういうことを踏まえたときにですね、私どもがこの売却がある時点で、今私が申し上げた話があったというのは、時系列的におかしい。実際、私どもがいつ最初に県に相談行ったかっていうのは今手元に資料がありませんので、それについてはまた改めて御報告したいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） だから、県にですね、いわゆる相談に行かれた時期をですね、あしたあさって特別委員会がございますので、そのときにでもですね、しっかりと、お知らせをいただきたいと思います。

それから総務課長にお尋ねします。私がですよ、この町有地を3筆に分筆されます。これはわかるんです。要するにそれに隣接して3筆の私有地がございます。だから私有地のいわゆる価値を高める、そういう私有地の方もですね利用はできるようにする。そのことによって税収も上がるでしょう。だからそういうことではそういう考え方もあってもいいんじゃないかなと思う。総務課長の9月の答弁ではですよ。いわゆる関係隣接する3筆のですね。所有者の、いわゆる購入ですかね、いわゆる購入の意思を確かめて売却したということなんです。で、3筆はですね。そのうちの2筆はですね。私は問題ないと思う。なんでかというといわゆる例えばAという方が、私有地を持ってあったとします。当然、町有地を3筆分筆してですね、Aとつながるところは、Aの方に売却する。こうしないと、売却の目的がずれるわけですからね。でもですよ。これは法務局が間違ってるかもしれない。でも法務局から、いわゆる、登記簿を取り寄せますとね。これは、ことしの1月に偶然取り寄せたときがあるんですけども、そうならないところが1筆あるんですよ。隣接地は個人名、でもそれに付随した、いわゆる、今度新たに分筆してですね、売却したところはですよ。法人に売却してるんですよ。これで問題はないんですか。答弁願います。

○議長（阿部 寛治） はい。財政課長。

○財政課長（立花 博友） はい、当時、私が担当していたときの話でございます。

3筆に分けて売却するに当たりまして、当時、法人の方と個人の方がおられ

ます。法人、個人でおられまして、同じお名前の方ですが、その中で、もう一緒にさせてくれないかという話がありました。その中で、分筆はそこで分けておりましたが、法人で一緒もうそのままこちらのほうで払いたいからということで、個人、法人、同方でありましたので、その方の申し出によりまして、そこを一括して売却したっていうところでございます。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 久義） あの役場というのはですよ、余りにもこう融通を利かせすぎてもいけないんですね。やはり、全てルールだとか、そういうものにのっとってやらなきゃいけない。業務というのは、だから法人と個人で全く違うんですよ。今ですね、その法人の代表されてる方の個人の土地だからと言われますけどね、法人というのはですよ、代表変わることもあるんです。今後、あるいはまた潰れることもある。経営者が変わることもあります。極端に言ったら、銀行が差押えすることもあるんですね。そのときに、別の人に、その所有権が移るわけですよ。そのあと残った個人の方はですよ、同じような、いわゆる、出入り口を完全にふさがれますよ、町有地じゃないから。だからそういうことわかってるじゃないですか。ですから、なぜその同じ方といっても、法人と個人、別ですよ、全く。だからそういうことも考えて、なぜしなかったのか。ただ、その同じ方がね、同じ方だから、要望を聞きましたという。だからそれをね、またその要望する方も私はおかしいと思う。今代表してありますけどね、将来わからないわけじゃないですか。将来変わってですよ。全然、相手にされなくなったとき、その土地は、本当に価値がなくなるような事になるんですよ。ただそれをあえてね、なぜその法人と個人、自分の名前とですよ、いわゆる会社とに分けて、ルールに従ってやらなかったかっていうことなんですね、やっぱりそこには何か、意味があるのかなと疑ってしまうんですけども、ただ、役場としてはですよ、行政としてはね。やはりルールに従ってやるべきじゃないの。どうですか。

○議長（阿部 寛治） はい。立花財政課長。

○財政課長（立花 博友） 3筆にきれいに分けたところでございます。最終的に売るとい形になりまして、あとは、1筆は個人の方で1筆は会社で1筆違うというところでしたが、代表者が一緒っていうこともございまして、この分に関してはこちらのほうで一括して、っていう形で終わり、支払いしたいということがございましたので、その方に関しては、そういう形でやっております。別に、横山議員さんのおっしゃるように、これを個人で買うという形もございますので、そ

れはあるんですが、一括してっていうことでありましたので、こちらのほうもそれをお受けしたところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい。横山議員。

○議員（横山 久義） ここでね、その事実関係は、財政課長認めてあるわけですから、ここでねこれ以上議論しても仕方ないんですけど、町はね。こんな融通のつけ方してるんですかね。こんな融通の仕方をね、やったらですよ。将来、禍根を残しますよ。トラブってきたときどうするんですか、それ。これは、町が主導でやりましたということになってね、ていうのは所有権ちゅうのは次から次へと変わっていくんですよ。だからそういうことも考えて、何もここでねそんなに柔軟な考え方、対応する必要ないじゃないですか。だから、同じ金を持ってきてあるんだったら、これは法人で登記しましょう。こちらは個人で登記しましょうというだけの話でしょう。なぜその方の意見をきかなければいけなかったのか。これはね、ここでいくらいったって時間が過ぎますからね、いいませんけども、今度予算のときでもですね、十分に、説明をしていただきたい、というのは、過去にもこういうことがあったんじゃないかと心配するんですよ。あるいはまた今後もうこういうこともあるんじゃないかなと、そんなにね、行政が融通をつけちゃだめなんですよ。融通がきかないのがね、行政の取柄なんです。だから今日はここまでにしておきます。次の質問ができなくなります。

○議長（阿部 寛治） はい。2問目をどうぞ。

○議員（横山 久義） はい、じゃあ次は2問目に行きます。2問目は早く行きますんでね。次は、平成29年度分の監査における監査委員の指摘等の内容についてであります。実は、本議会での一般質問は、この内容ではなく、別の項目を検討しておりましたが、ちょうどそのころ、職員の方から手紙をいただきました。もちろん匿名ですが、その中に、今回質問する監査の指摘等の内容が含まれていて、私の知るところとなった次第であります。職員の方の町政の現状に対する危機意識のあらわれだと、受けとめられますが、一方では、このような大事な事項を議員である私が知らなかったのでは済まされるものではないと、叱責されているようにも感じました。おそらく、両方の意味があり、手紙を届けていただいたと感謝し、その気持ちにこたえるために、急遽質問項目の変更をいたしました。ところで、本題に入る前に、執行部に対し、若干苦言を呈しておきたいと思えます。執行部に対する定期監査結果報告書を執行部の皆さんは、タブレットで共有しているようですが、議会には一切報告がありません。少なくとも、全体の指摘、指導及び意見事項ぐらいは

議会に報告し、事後策等の説明もされるのが筋ではないかと思っております。そのことを申し上げ質問に入ります。最初の質問は、準公金と称される預かり金の管理実態についてであります。最近、近隣の自治体で、この預かり金にまつわる不祥事があったようです。我が町ではそのような不祥事は発生しておりませんが、ずさんな管理を行ってれば、いずれ不祥事が起こらないとも限りません。そのことを心配されての指摘だったと思っております。我が町にも多くの預かり金的な会計を有しているかと思いますが、預かり金を有する課等の数、及びその件数、その中で適正に管理されていた件数、適正さを欠いた件数、適正さを欠いたとされる理由及び理由ごとの件数、最後に、今後の対策についてお答えをいただきたいと思っております。

次の質問は、土木工事を伴った際に発生する地元負担金を町が徴収していなかったことについてであります。篠栗町土木工事負担金徴収条例で、町が施行する土木工事に伴う経費については、受益者から条例で定める方法で、負担金を徴収することになっております。ただし、広範な公共性のため、受益者の範囲を限定することが困難な場合や、天然災害が甚大であるときや、その他特に減免の必要性がある場合、町長は、議会の同意を得て、負担金を減免することができるとうたっていますが、条例に従わずに処理されたケースがあるようで、その実態と事後策及び今後の対応策について尋ねる予定にしておりましたが、本議会に、これに関連する議案が提出されており、事前審査になる恐れがありますので、詳細については、お聞きいたしません。ただ、このような条例違反の指摘を受けたのなら、なぜ、その後すぐに開かれた9月議会で議会に謝罪がなかったのか。さらに、事後策についての説明がなかったのか、このことについてだけは答弁していただきたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、答弁を求めます。はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 29年度における監査委員の指摘内容についての御質問でございますが、まず冒頭、御意見のございました文書にて議員のほうにもお知らせいただくべきということにつきましては、監査事務局のほうにですね、このことはお話しいただくべき内容であろうかと思っておりますので、私どものほうといたしましては、私のほうからも、監査事務局のほうにその旨、御意見があったことを申し上げておきたいと思っております。平成29年度における監査委員からの御意見についての質問2件につきましては、まず、所管課長から答弁をいたさせますのでよろしく願います。

○議長（阿部 寛治） はい。総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） それでは、準公金と称される預かり金の管理実態につ

いての御質問にお答えをいたします。今回平成29年度分定期監査で準公金の取り扱いについては、他の地方自治体で不正な執行の事案が発生しているため、地方自治法第199条第2項に基づき、準公金の取り扱い状況の適正な事務の執行と事件事故の防止に資することを目的に、監査が実施され、8月31日に報告を受けております。御質問の中の準公金と称される預かり金の管理実態について、準公金を有する課等は7課ございまして、総務課、福祉課、産業観光課、都市整備課、上下水道課、こども育成課、社会教育課及び、町内の小中学校幼稚園において37件ございます。この中で、特に不正などを指摘された事項はございませんでしたが、課題といたしまして、まず、準公金専用の預貯金での管理がほとんどだが、現金のみによる管理があった。それから、同じ職員が預貯金通帳と印鑑を管理している場合が大半であった。関係者から依頼されて親睦会費的な経費の管理を行っているなど、必要性が低いと思われるものもあった。管理職までの伺い決裁をとらずに担当職員またはその上位職員で処理されている場合があった。職員が自費で支出し、その後補填している場合が数件あった。会計報告のみで、会計監査がない場合があった。また、会計監査も職員のみで行われている場合があった。それから、会計処理方法がほとんど明文化されていないなどの御意見をいただいております。今後の取り扱いにつきましては、監査委員の意見を真摯に受けとめまして、取り扱い方法を町で統一基準を示し、第三者による監査を行うなど、課題があった部分を改善し、今後不祥事が起こらないよう注意してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、続いて、都市整備課長。

○都市整備課長（堀 雅仁） 二つ目の篠栗町土木工事負担金の不徴収についての御質問にお答えします。このことにつきましては、篠栗町土木工事負担金徴収条例に基づき、工事により利益を受ける者から負担金を徴収するものとあり、同4条に、広範な公共性のため、受益者の範囲を限定することが困難であるときや、天然災害が甚大であるとき、その他特に減免の必要があると認められるときに、該当する場合、町長は、議会の同意を得て、負担金を免除することができるとなっております。適正な対応について監査での指摘がございました。農業施設整備工事に関する条例の適正な運用を怠っていたことについて、深くお詫びいたします。誠に申しわけございませんでした。該当します工事につきましては、今後の処理について、9月に債権管理審査委員会へ諮りまして、本12月議会にて、議会の同意を得るための上程を行っております。詳細につきましては、付託されました

委員会において、お諮りいただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長、どうぞ。

○町長（三浦 正） 先ほど議員の御質問の中にですね、9月の定例会でも審議すべきではなかったかというお話がございました。私の判断で、8月31日に監査報告を受けて、9月6日からの議会で行ったので、既に他の準備は全て終わっておりましたので、12月にしようということでも指示をしたところでございますが、今のお話をお聞きする中で、9月定例会の追加議案でも、やれる期間があったんじゃないかというふうな御指摘であろうかと思いますが、その辺のことは十分今後の反省材料としたいと思っております。あわせておわび申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい。横山議員。

○議員（横山 久義） 時間が気になるんですけど、総務課長、私がお聞きしているそれぞれ件数ですね、いわゆる適正でなかった件数が、37、全体が、そういう準公金というのがありますよっていうのはわかりました。その中で、全てが適正だったら指摘を受けないんですね、やはり、その中でまずいのがあったということであると思うんですが、そのことについて詳細なことは指摘を受けた後、総務課長が、中心になって、各課、全て聞き取りやられてると思うんですよ。その結果をね、私は、ここで言うて下さいということではあるけれども、そういうのがなかったんですか。たいたい、37の項目についての聞き取りがされたのかどうか。されたのであるなら、いつごろからいつごろまでされたのか、そして、その後どういうことを徹底しないといけないと、具体的にですよ。それは職員に対してですね、それはどういう形で徹底をされたのかっていうことを、その点について、もう件数はいいです。おかしいことがあってるってことはわかったからね。だから、あとはそれをどうやって、最終的に職員の皆さんに徹底されたかを教えていただきたい。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（大塚 哲雄） 不正があったということはもうまず、ありませんでした。取り扱いに非常に曖昧なところがあったってことで監査のほうから指摘を受けておまして、これにつきましては、課長会等で預貯金の通帳とですね、印鑑等の管理はですね、別々の職員でしなさいということと、それから、支出に関しては上位職員、課長の決裁を受けて支出をするように、各課するっていうことで、通知を、それと課長会の中で、説明をさせていただいてるということでございます。細かい分については、その後の各課の分について、どういうふうにつ

という後の事後の調査については、今のところいたしておりません。

○議長（阿部 寛治） 横山議員。今、監査のことで、詳細についてっていうところでこう入ってますけど、これ後日ですね。事務局より、詳細な報告をして、それから、お願いします。はい。

○議員（横山 久義） 領域がありましようからね、それは触れませんが、総務課長にお聞きしたいのは、今後はね、どういうふうな形で、その職員に徹底されるのかということで、主に聞いているつもりなんです。それを徹底しないとですね、また同じようなことになってしまうんじゃないということで、そして、私も職員からできるだけ手紙をもらいたくないんですよ。ですから、恐らくまだ徹底されていないような顔をしてありますんでね、それ以上追求しませんけど、徹底してくださいよ。ね。そうせんとこんなことでね、職員がもし、つまずいてですよ、不祥事を起こしてしまったらかわいそうじゃないですか。そのこと言ってるんですね、それから、いいですか、続けてですね。先ほど、都市整備課長が謝罪されてますけども、これは本来、町長がすべきことなんです。議会で、この議場で、というのは明らかに条例違反を犯している、監査の結果、どうのこうのじゃないんですよ。私がいってるのは、今度の議案にも出てますからね、っていうのは、いわゆる条例で違反してるから、例えば29年度だとか、そういう年度のとまで今度出てると思うんですけどね。だから、条例を、その理由はわかりますよ。その悪質ではないことわかるんですけども、しかし条例は条例ですから、条例に違反してるということに対してのやはり謝罪というのはですよ、やはり町長がすべきだと。私は思っております。1課長がすべきことじゃないし、だから、その課の管理を怠ってしまったのは町長ですから、やはり最終的にはトップが謝罪をせざるをえないと思います。ぜひ町長そこんとこどんなふうですか。

○議長（阿部 寛治） はい。三浦町長。

○町長（三浦 正） おっしゃるとおりでございまして、本来であれば、提案理由を述べる開会のときにですね、このことの間緯をもう少し詳しく御説明した上で、私から謝罪の弁をするものであったかというふうに思います。改めておわび申し上げます。私といたしましては、総務建設委員会で条例の審査をする際に、事の間緯を御説明した上で、皆様方におわび申し上げようと思ってたところでしたが、本会議で提案する際に、しかるべき、対応をすべきではなかったかと反省をしているところでございます。終わります。

○議員（横山 久義） 最後に町長の謝罪の言葉を聞きましたので、これで私の一

般質問を終わります。

- 議長（阿部 寛治） 昼 12 時 15 分を過ぎておりますので、ここで、昼休みと
いうことにしたいと思います。暫時休憩をして、開会の時間はね、13 時からで
す。お願いします。

休憩 午後 0 時 24 分

再開 午後 1 時 00 分

- 議長（阿部 寛治） 再開いたします。

質問順位 7 番。田辺弘之議員。

- 議員（田辺 弘之） 議席番号 2 番。公明党の田辺弘之でございます。今日は、
私一人のために残っていただきありがとうございます。2 問質問させていただきます。まず初めに「登下校の持ち物について」ということで、今年の夏、ランド
セルが重たいということが非常に話題になりました。公明党では、4 月から 7 月
まで、全国 100 万人の方に、子育て世代、高齢者、防災減災等についてアンケ
ートをとりました。その中で、教育面では、子どものランドセルが重たいとの意
見もたくさんございました。私もその「ランドセルを持ってみる」と言われて、
非常に重たかったということ感じております。その結果を踏まえまして、文部省
にも改善を要請、国のほうからいたしました。それを受けて、9 月 6 日に文部科
学省は、「ランドセル等の児童生徒の携行品にかかる配慮について」を、都道府
県などの教育委員会に事務連絡をいたしました。これは、近年増加する小中学児
童生徒の携帯品の重さや、量の増加に対して、従来からさまざまな取り組みを行
っているが、授業で用いる教科書や、その他の教材、学用品や、体育用品等が過
重になることで、身体の健やかな発達に影響を生じかねないこと等の懸念や、保
護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、各学校における実際の
工夫例を示しております。既に篠栗町でも取り組まれていると思いますが、具体
的にどのように実施されているのかを質問いたします。まず 1 番目、教材等を児
童生徒の机の中で置いて帰る事を認めているのか。2 番目、同じ日の授業で、多
くの学習用具を用いる場合には、あらかじめ数日に分けて持ってくるよう指導す
るなど、児童生徒に教材等を使用する見通しを明らかにして、携行品の分量が、
特定の日に偏らないようにしているのか、3 番目、教科用の特別教室で使用する
学習用具の一部について、必要に応じて特別教室内の所定の場所に置くことがで
きるのか、4 番目、部活動の用具のうち、個人が所有する物について、鍵のかか
る部室やロッカーであれば置いて帰る事を認めているのか、5 番目、2020 年

度の外国語学習などで教科書などの増加対策はどうなっているのかの5点です。

以上、よろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 田辺議員の登下校の持ち物についての御質問にお答えいたします。田辺議員の御質問のとおり、本年9月6日に文部科学省より児童生徒の携行品にかかわる配慮について事務連絡がなされ、それを受け、同9日付けで、福岡県教育庁義務教育課長より、市町教育委員会へ、児童の携行品の重さや量について検討し、必要に応じ、適切な配慮を講じることを管下の学校に指導する旨の通達が来ております。教育委員会といたしましては、9月の園・校長会において同文書に添付の携行品にかかわる工夫例を基準として、児童生徒の発達段階や学習上の必要性を考慮し、通学上の負担を軽減するように指導を行っております。それでは、田辺議員の御質問の順に、お答えさせていただきます。まず、教材等を、児童生徒の机の中に置いて帰ることにつきましては、宿題や家庭学習で使用する予定のない教材等については、置いて帰る事を認めております。次に、携行品の分量が特定の日に偏らないようにしているかにつきましては、あらかじめ学級だよりで、1週間に持ってくるものを家庭に知らせたり、数日に分けて持ってきてさせたり、また、図工や習字、体育の学習が同一日に重ならないような時間割の工夫を行うなどの対応しております。次に、特別教室で使用する学習用具の一部を、特別教室内の所定の場所におけるようにしているかにつきましては、図工室や音楽室、理科室などの特別教室全般につきましては、どの学年、どの学級も使用しますので、特別教室内には個人の学習用具は置かせないようにしております。次に、部活動において、個人所有の用具を鍵のかかる部室やロッカーがあれば、置いて帰る事を認めているかにつきましては、部室は施錠できるようにしておりますが、個人の所有物は持ち帰らせております。最後に、2020年度から始まる外国語学習の教科書の対策につきましては、現在も文科省の副読本を3・4年の2年間で1冊、5・6年生も2年間で1冊使用しております。2020年度からは、副読本が検定教科書に変わりますが、今のところ特別の対応は考えておりません。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員、再質問ありますか。はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 高校なんかは、個人のロッカーで鍵がかかるところあるんですけども、小・中学校とかはそういうのは、置いてあるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

- 教育長（西 邦彰） 小・中学校におきましては、個人のロッカーはございません。鍵のかかるロッカーはございません。小学校におきましては、ランドセルを入れる棚っていうのは個人用で用意しておるだけでございます。以上でございます。
- 議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問あります。はい、田辺議員。
- 議員（田辺 弘之） 棚っていうのは後ろに置いてある分ですね。実際ですね、聞くと、お母さんたちもですね、今、小学校低学年の腰痛というのが、だいたい年取ってからなるんじゃないくて、小学校1、2年が多いんですね。ただ聞くと、高学年とかになると、自分で時間割とか判断しながら持って帰るとあるんですけども。小学校の場合はそのまま先生が言われたとおりに持って帰ったり持って行ったりとか、また、これも持ってきなさいっていわれたら、手一杯持っていくとかいうのがやっぱりあるんですけども、そこら辺の工夫はどうなってるんでしょうか。
- 議長（阿部 寛治） はい、教育長。
- 教育長（西 邦彰） 先ほど述べましたように、あらかじめ、1週間の学習、いわゆる時間割といいましょうか、一週間の時間割を、保護者のほうに学級だよりとして伝えております。その中に、それぞれの曜日において、持ってくるものを、必要な道具を書いて渡しておったり、それから、やはり、田辺議員御指摘のように、体育の日に、体操服やそれから習字を重ねて、同日に持っていったりっていうことがございますので、そういう学習の時間割りの工夫を進めたりして、子どもたちの過重な教材とか用具の負担を減らすようにしておるところでございます。以上でございます。
- 議長（阿部 寛治） 再質問あります。はい。
- 議員（田辺 弘之） じゃあ、それに関して細かい配慮をよろしくお願いします。それから今度は、後で質問しますが、英語教育が始まると、小学校の英語の辞書なんか、この間見たんですけども、我々の辞書はこんなに薄いんですけども、小学校用はこんなに大きいですね、国語辞典もこんなに大きいし、国語辞典はわかると思いますが、英語の辞書なんか入った場合、この辞書の持ち帰りとかそうになったらもっと重たくなるんじゃないかとちょっと危惧してるんですが。
- 議長（阿部 寛治） はい、教育長。
- 教育長（西 邦彰） はい、英語活動が2020年より実施開始されますが、現在小学校におきましては、副読本、それから検定教科書におきましても、その教

科書の裏面に、後ろ側のページに主な単語等の意味がついた資料として載っております。したがって、小学校においては、英語の辞書を使うということはありません。なお中学校におきましては、図書館のほうに40冊ワンセットってというような形で、授業において必要な場合に図書館に借りに行って使用するという活用をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 中学校は図書館にあると、将来的に、小学校にもそういう形で、英語の辞書を置いていけることはできるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、小学校におきましては、いわゆる、絵図入りの、図とか写真とかが入った辞書等を、小学校の英語担当のほうから、今後購入をお願いできないかっていうお話はいただいております。いわゆるその辞書を使って単語を調べるといったのが本来の小学校の英語活動ではございませんので、あくまでもコミュニケーションを中心とした英語活動ですので、特に、図書館等に40名分の英語の辞書を揃えるっていうところまでは今のところ検討しておりません。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい。再質問。

○議員（田辺 弘之） いえ。はい、わかりました。できるだけ負担かからないようによろしくお願いします。じゃあ次の質問に移ります。

よろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 次は、小学校の新学習指導要領の英語学習への対策について質問いたします。これまでも小学校5・6年生では、外国語活動という英語になれる親しむことを目標とした授業が、週に1コマ程度行われてきましたが、2020年度からは、外国語という教科に変わり、算数や国語、理科、社会と並んで英語の基礎を身につけるための授業が行われるようになります。さらに、外国語活動の授業を新たに3・4年で行うことになり、小学校における英語教育が拡充されます。具体的には、小学校3・4年生週一コマ程度の外国語活動、小学校5・6年生、週2コマ程度の外国語、これは、教科としての英語となります。既に高校では、授業中は高校1年生から、全ての会話が英語で行われるられるオーラルコミュニケーションという取り組みが、数年前から開始されており、中学校も今まで読み書き中心だったものから、聞く話すの割合が増えて、小中の連携がより求められたものになり

ます。これらの授業を的確に対応していくためにも、どのような取り組みをされているのかを答弁を求めます。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 小学校新学習指導要領の英語学習の対策についてお答えいたします。田辺議員御質問のとおり、学習指導要領の改訂が告示され、2020年度より小学校で外国語活動と外国語科の学習が始まります。改定の趣旨は、子どもたちが大人となる2030年代の変化の激しい社会を生き抜く資質能力の基礎を育てるということで、その資質能力の一つとして、英語によるコミュニケーション能力の向上が指摘されております。新学習指導要領では、小学校3・4年生で新たに年間35時間の外国語活動が必修化され、小学校5・6年生では、外国語学習として、年間70時間実施しなければなりません。教育委員会といたしましては、平成27年度より英語教育の充実に取り組み、萩尾分校での全学年、英語活動の実施や、小学校英語検定の受験等を進めてきております。特に、篠栗小学校においては、篠栗町における英語教育の研究推進校と、研修拠点校としての機能をもたせるために、平成28年度に糟屋地区市町教育委員会連絡協議会の研究指定を受けさせ、学習指導方法と、英語教育カリキュラムの開発に取り組んでまいりました。本年度は、研究指定委嘱の最終年度で、先月28日に、研究の成果を問う研究発表会を開催いたしました。当日は、県内外から350名を超える教育関係者を迎え、文部科学省の教科調査官の先生からは、全国トップレベルの研究であると高い評価を得ております。また、研究推進だけでなく、研修拠点校として、平成29年度から篠栗小が開発した指導方法とカリキュラムの普及、小学校教諭の英語指導力向上のために、町内小学校教諭を対象に研修会を計画的に実施し、町内のどの小学校でも同じレベルの英語教育が実施されるようにしております。また、小中一貫教育の取り組みといたしまして、小学校と中学校の英語教育を円滑につなげる観点から、中学校英語科教員と小学校教員との合同研修会も実施しております。そして本年4月より、他市町に先駆け、町内3小学校において3・4年生は年間35時間、5・6年生は年間70時間の英語教育を2年前倒しで完全実施しております。以上のように、教育委員会といたしましては、英語教育の充実を図ることを通して、児童一人ひとりのコミュニケーション能力の育成を目指しているところであります。一方、昨今の教育動向として、来年度の県立高校の入試においてヒアリングの時間が延長されます。また、来年4月の全国学力学習状況調査では、新たにヒアリングを含めた、中学校英語の学力テストが実施されることなどを踏まえ、さらに、小・中学校の英語教育の充実

に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ございますか。はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今回の答弁で、文科省はですね、3・4年生は年間15時間、5・6年生は35時間から始め、2020年に3・4年生は言われたように、年間35時間、5・6年生は70時間にすればいいとなっておりますが、その目標を2年前倒しで完全実施してるとのことですが、私もインターネットで見たんですけども、国立教育政策研究所の日本の最高クラスですね、協議会において、現時点でも、そのことが、その時間内におさめていくかというのが1番の関心時でした。この現行の時間割では、2020年より全体よりも35時間少ない中で、どのように工夫をして、英語のカリキュラムを組まれたんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 現在小学校の総授業実数は1日6時間の5日分ですから30時間となります。そのうち、子どもたちの学級会活動や、係活動等々外しますので、実質28時間から9時間、学年によってそういうふうな違いがございますが、新しく英語活動ということで、5・6年生につきましては、70時間、2コマとなります。現行1時間、1コマやっておりますので、35時間、1コマ分、1年間にわたって追加しなければ、1週間にわたっては1コマ、1時間追加しなくてはなりません。そこでお尋ねのどう工夫しているかにつきましては、木曜日の授業実数を、普通8時半から、子どもたちが朝の会とか係活動をいれて、9時過ぎに第1校時が行われるようになりますが、木曜日に関しては8時40分から第1校時を入れて、午前中5時間、そして、昼から6校時から7校時と1時間ふやす形で、小学校とも対応させていただいているところでございます。以上です。

○議長（阿部 寛治） はい、再質問ございますか。はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） はい、わかりました。篠栗小学校の英語研究会は、ことして3年目、最終とあったんですけども、これは糟屋郡の研究指定校と思うんですけども、1年間にどのくらいの補助金が出ているんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 今回3年の研究指定委嘱を受けました。1年間につき約5万円、4万8,700円程度、3年間いただいております。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 1年間で5万円弱で、3年間で15万円弱と思ったよりも少ないのでびっくりしました。私も先月の28日、この英語授業の研究会に篠栗小学

校の行かしてかしてもらいましたが、公開授業のあと、答弁にございましたように、体育館で文科省で小学校英語研究をの教育を中心になって進められてきた国際教育課程教科調査官の直山先生が講演というよりも、全学年の全クラスの取り組みを一つ一つ丁寧に寸評されて、3年とはいえ実質的に授業の中身をここまで進めてきたのは、実際には、もうこれ1年ちょっとしかなかったと。その短期間でよくここまで素晴らしい授業を短期間にやっている。もうすごく評価されておりました。そして、この3年間やってこの効果、実質1年間だから、例えばこの続けて、糟屋郡の研究指定校を継続するという事は可能なんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） はい、残念ながら、連続しての研究指定は糟屋地区のほうでは出来ないようになっております。以上でございます。

○議長（阿部 寛治） ありますか。はいどうぞ。

○議員（田辺 弘之） 市町によっては、町とか市独自で、研究指定校をもったところもあるとお聞きしたんですけども、近隣ではどこがあるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（西 邦彰） 古賀市と粕屋町、須恵町あたりが、それぞれの市町独自の研究指定の制度を設けてあるというふうに伺っております。

○議長（阿部 寛治） はい、ありますか。はいどうぞ。

○議員（田辺 弘之） 独自で持っていて、思ったよりもこの金額が、少ないというか、それでこれだけのレベルを持っていることはすごいと思うんですね、3年ぐらい前に、非常にですね話題になった本がございました。慶應義塾大学の中室牧子準教授が、学力の経済学という本を出されまして、これは、ここに書いてある最終的な結論みたいなのが、日本の教育に欠けている教員の質という概念と、いい先生に出会うと人生が変わるという1節がありました。ちょっと読ましてもらいます。その一節をですね「教員の質に関する研究をリードしてきたスタンフォード大学のハヌシク教授の実証研究によると、もともとの学力の水準が同程度の子どもたちに対して、能力の高い教員が教えた場合、子どもたちは1年で1.5学年分の内容を習得できたのに対して、能力の低い教員が教えた場合は0.5学年分しか習得できませんでした。1年間で丸1年間分もの習得の差が生じたこととなります。ハヌシク教授は、この結果をもとに、能力の高い教員は、子どもの遺伝や家庭の資質の不利さえも帳消しにしてしまうほどの影響力を持つ」と結論づけてあります。では最後にですね、少子化が進んでいく中で、小人数学級によって、教員の数を増加さ

せることよりも、教員の質を高める政策のほうが教育効果や経済効果が高い可能性があると書いてあります。本当にすごいというか、私もですね、この英語教育見ながら、前のイメージはALT英語補助員の方が喋って、みんなが聞いているだけだったんですけども、年配の先生も「グッジョブ」とかこんなですねラップみたいなやりながら、ものすごくやってね、生き生きとされるんですね。この中室先生の本の中に、ちょっと語弊があるんですけども、教員の報酬を上げてそんなに効果にならないと、やっぱり、研修とか行くよりも、そうやって自分たちで取り組んでやったら、どんどんどんどんレベルが上がっていくということで、金額的にも、聞きましたけども、少ない金額でですね、ここまでレベルが保てるんだったら、この町独自のですね、指定校制度というのをも考えてほしいんですが、町長、どうでしょうか。突然ですが。

○議長（阿部 寛治） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） ご指名でございますので、私のほうから答弁いたしますが、御承知のように教育委員会制度を新たに教育長を任命いただいたところで、私ども行政が、行政というのは私の関与する度合いが高くなったわけございまして、ただいま議員が御提案された内容等々も含めてですね、次年度からの取り組みにですね早急に協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい。田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 前向きによろしくお願いします。

教育の町篠栗として、篠栗で学んだ子どもたちが高校、大学と、ほかの地域に行き、篠栗で学んでよかったと。そして、親になって働き出して、家庭を持ち、自分の子どもたちはまた篠栗で学ばせたいという環境をつくっていただく、これが将来の人口を維持させるためにも、大切だと思いますので、これを要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これを持ちまして散会といたします。

散会 午後1時26分

平成30年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月14日(採決)

平成30年 第4回 定例会 会議録

日時 平成30年12月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	古 屋 宏 治	2番	田 辺 弘 之	3番	栗 須 信 治
		5番	村 瀬 敬 太 郎	6番	今 長 谷 武 和
7番	横 山 久 義	8番	大 楠 英 志	9番	阿 部 寛 治
10番	松 田 國 守	11番	阿 高 紀 幸	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	西 邦 彰	総 務 課 長	大 塚 哲 雄
財 政 課 長	立 花 博 友	会 計 課 長	黒 瀬 英 三
まちづくり課長	三 明 祐 治	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長 補 佐	田 村 明 広
健 康 課 長	浦 上 利 浩	福 祉 課 長	井 上 勝 則
産 業 観 光 課 長	栗 原 俊 孝	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	野 寄 勇
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、12月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますのでその報告をさせていただきます。発言内容を慎重に検討し、一部文言及び字句等の訂正を行っております。ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが、本日、町長より議案の撤回請求が提出されましたので、本日の議題といたします。

これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

それでは、議案の撤回請求について説明をいたします。

本定例会に提出いたしました議案第85号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について」は、監査委員から平成29年度の監査において、「篠栗町土木工事負担金徴収条例では、工事により利益を受ける者から負担金を徴収することと規定しており、議会の同意を経て負担金を免除することができる」との指摘を受け、該当の工事に係る負担金として、平成28年度から平成29年度までの5件と平成30年度の6件について、受益者負担金の減免について提案をしたものでございました。

総務建設委員会にてご審議いただいた中で、決算が認定されている過年度分と現年分について、同じ議案の中で審議すべきではなく、あとの事務処理に違いがあることから議案を分けて審議すべきとのご意見をいただきました。執行部として慎重に検討した結果、次回の議会において、総務建設委員会でのご意見を踏まえ新しい案を提出すべきと判断し、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、本議案を撤回するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

ただいま、議題となっております議案の撤回請求について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については、許可することに決定いたしました。

日程第2、議案第78号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。村瀬委員長。

○総務建設常任委員長(村瀬 敬太郎) 報告いたします。

議案第78号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、自治体の義務として発送する督促状に事務の対価として手数料を課すことは、行政サービスの観点から望ましくないため、町の税債権における督促手数料の徴収を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

審査の中で納期内納税者との公平性の確保について質疑があり、延滞金を徴収することが唯一税負担の公平性を確保するものであるとのことでした。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行されます。

この条例の施行の日より前に納期限が到来する債権に係る督促手数料については、従前の例によるものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第79号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第79号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、議案第78号と同じく義務である督促状の発送において、手数料を徴収することは望ましくないため、町の債権における督促手数料の徴収を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行されます。

この条例の施行の日より前に納期限が到来する債権に係る督促手数料については、従前の例によるものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第80号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第 80 号「篠栗町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、議案第 78 号と同じく義務である督促状の発送において手数料を徴収することは望ましくないため、町の債権における督促手数料の徴収を廃止することについて、議会の議決を求められたものであります。

なお、本条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

この条例の施行の日より前に納期限が到来する債権に係る督促手数料については、従前の例によるものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 80 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 81 号「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第 81 号「篠栗町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町多々良川流域関連公共下水道事業の事業計画変更に伴い、下水道事業の経営の規模に関する各数値を変更するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、排水区域面積、排水人口及び1日最大処理能力を改正するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第82号「住居表示の実施区域及び方法について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第82号「住居表示の実施区域及び方法について」

本議案は、住居表示を実施すべき市街地の区域を定め、また、当該区域における住居表示の方法を「街区方式」によるものとするため、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求められたものです。

なお、住居表示を実施すべき市街地の区域の面積は、約6.4平方キロメートルであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第83号「指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案も文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○文教厚生常任委員長(今長谷 武和) 報告いたします。

議案第83号「指定管理者の指定について」

本議案は、篠栗町葬祭場の現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日となっており、新たに5年間、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求められたものです。

指定管理者の選定にあたっては、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により、選定委員会が設置され、同委員会にて選定がなされております。

指定管理者となる団体の名称は、社会福祉法人 篠栗町社会福祉協議会で、新たな指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対して、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第84号「激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、村瀬委員長。

○総務建設常任委員長（村瀬 敬太郎） 報告いたします。

議案第84号「激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」

本議案は、激甚指定を受けた平成30年7月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金について、篠栗町土木工事負担金徴収条例第4条第2号の規定を適用し減免することについて、議会の同意を求められたものであります。

主な内容は、同災害で被災した萩尾区の農業用水路施設及び山手区内の多々良川にある広田井堰の災害復旧工事に伴う受益者負担金合計132万6,780円について減免を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決し同意することに決定いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第84号は、委員長報告のとおり、可決し同意することに決定いた

しました。

日程第9、議案第86号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 報告いたします。

議案第86号「平成30年度篠栗町一般会計補正予算（第6号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,919万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,873万1,000円とするものです。

歳出では、総務費198万8,000円の減、民生費2,294万7,000円増、衛生費36万円増、農林水産業費1,760万4,000円の増、土木費32万7,000円増、災害復旧費263万4,000円増、公債費268万7,000円減。

歳入では、地方交付税2,757万9,000円増、国庫支出金328万3,000円増、県支出金2,417万円増、諸収入205万3,000円減、町債1,378万2,000円の減。

また、債務負担行為補正では、庁舎環境衛生管理業務委託について 限度額78万1,000円、納税通知書ブックイング業務委託については 限度額150万円、妊婦一般健康診査委託については 限度額3,182万2,000円、定期予防接種広域接種委託については 限度額515万7,000円の債務負担行為を行うもので、期間を平成31年度とし、また、行政事務包括委託については 限度額6億3,000万円、放課後児童クラブ・児童館運營業務委託については 限度額2億1,286万9,000円の債務負担行為を行うもので、いずれも期間を平成31年度から平成33年度までとするものであります。

地方債補正では、臨時財政対策債について、起債の限度額が3億4,454万5,000円に増額、また、一般会計出資については 限度額1,110万円、地方道路等整備事業については 限度額270万円が廃止され、一般財源へ財源更正されております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第87号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

今長谷委員長。

○予算特別委員長（今長谷 武和） 議案第87号「平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、平成30年度篠栗町国民健康保険特別会計予算において、平成31年度のレセプト点検業務委託を円滑に行うため、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、事項「レセプト点検業務委託」、期間「平成31年度」、限度額「280万8,000円」とするものです。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 87 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、各常任委員長から会議規則第 75 条の規定により、タブレットに掲載の申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生、両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生、両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 45 条の規定により、議長に委託していただきたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで、町長何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長(三浦 正) 平成 30 年第 4 回定例会の閉会にあたりご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例の制定 4 件、「住居表示の実施区域及び方法について」「指定管理者の指定について」「激甚指定を受けた平成 30 年 7 月豪雨災害で被災した農業用施設災害復旧工事に伴う受益者負担金の減免について」平成 30 年度補正予算 2 件の、上程いたしました 10 議案のうち撤回いたしました議案第 85 号を除く 9 議案について、可決・承認いただきましたことを感謝申し上げます。

議案第 85 号「農業用施設整備工事に伴う受益者負担金の減免について」につきましては、先ほど議案の撤回を許可いただきましたが、その撤回理由でも申し上げ

ましたとおり、過年分と現年分の負担金を免除することになったのちの事務処理について明確に規定してなかったこともあり、改めて議案を提出することとしたものでございます。執行部として議案の検討が不十分であったことを深くお詫びいたします。

本定例会の一般質問や、総務建設・文教厚生委員会での審議、予算特別委員会での審議を通して、議員の皆様から行政職員としての厳格な事務に欠けるところが見られるとのご指摘をいただきました。私は日頃から、住民の皆様はお客様だと思っ、て、住民に喜ばれて喜ぶ仕事をしようということをごとあるごとに話しておりますが、当然のことながら行政は、憲法、国の法律はもとより、県や篠栗町の条例の下に公平な仕事を進めるべきものであることは大前提でございます。そうした点を再確認し、今後とも法に則った厳正な行政運営を進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、来春改選期を迎えます。今後の篠栗町議会と町行政の関係をより密接に、そして行政水準をレベルアップさせて、地方自治体における議会と行政のあり方、かくあるべしという先進的な姿とするために、この4年弱の期間の総括の全員協議会の機会をぜひ提案したいと考えております。

これまで、地方自治法に謳うところの議会の権限・義務、或いは、行政執行部が議会に委ねなければならない事案やチェックの範囲など、少々曖昧に進めてきた点があり、そうしたことで、お互い齟齬をきたしてしまうような事態になったことも大きな反省点でございます。

篠栗町の議会と行政が住民の福祉の増進のための車の両輪となって邁進することができますよう、地方自治法上の議会と行政のあり方をより明確に示す「篠栗ルール」を作るべく、今後、協議の場を持つことができればありがたいと考えているところでございます。また改めて、ご相談したいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、来年も町職員一丸となって諸課題の解決と「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の完遂を目指して努力してまいりますので、議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

今年も残すところ2週間余りでございます。どうぞ、来年も皆様にとって良い年となりますよう祈念申し上げ、篠栗町議会平成30年第4回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

そして、今年1年どうもありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、平成30年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時34分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会副議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

篠栗町議会議員

今長谷 武和
